

ILO 勧告第 127 号見直し討議(第一次議)・

抄訳 (2) 出典 Provisional Record 18:Fifth item on the agenda
 “Report of the Committee on the Promotion of Cooperatives”

島村 博 (協同総合研究所)

訳出にあたって

ここに提出する表記の暫定議事録は、「協同組合」勧告第 127 号の見直しのために 2001 年度に招集された ILC (国際労働会議) 第 89 回における論議を議事当事者より選出された委員会がリアル・タイムで整理したものである。訳者は確定議事録が公表されるという前提で今日まで提出を差し控えてきた。

しかし、当該議事録が近い将来において編集されることは望めない。また、「勧告ノート(1)」をすでに提示していることでもあり、自学自習用に作成しておいたものであるが、ILO 新勧告自体の意味と各条項の意義を把握する一資料として御高覧いただくべく拙訳を公開することとした。

全 4 回 (1)2004 年 9 月号 (No. 146) 掲載済 (2)2004 年 11 月号 (No. 148) 今号掲載分
 (3)2005 年 1 月号 (No. 150) 予定 (4)2005 年 2 月号 (No. 151) 予定

協同組合の促進に関する結論案の考察

A. 本文の形式

ポイント 1

【結論案・甲】

1. 国際労働会議は協同組合促進に関する本文を採用することとする。

D.41

60. コスタリカ政府側委員

アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン、ウルグアイ政府側委員による共同提案を代表し “instrument” 「本文」なる文言の後に “of a universal character” 「ユニバーサルな性格の」という文言を付する、という修正を提案。当該の見解はテキストで暗示されているが、主語上で明白であることが重要であると感じる、と。使用者側及び労働者側副議長が当該修正案を支持し、その後採用された。

61. ポイント 1 は、修正案として、採択。

【結論案・乙】

1. 国際労働会議は協同組合促進に関する全世界的な性格を有する本文を採用することとする。

ポイント 2

【結論案・甲】

2. 当該本文は勧告の形式を採ることとする。

62. 修正提案がなく、討論なしに採択

【結論案・乙】

2. 当該本文は勧告の形式を採ることとする。

B. 前文

ポイント 3

【結論案・甲】

3. 当該本文は、ILO の重要な本文に言及する前文を掲げるべきであり、かかる本文として以下を含めてもよいだろう(*)。

雇用政策条約(1964)、雇用政策(補充諸規定)勧告(1984)、農村労働者団体条約及び同勧告(1975)、

人材開発条約及び同勧告(1975)、中小企業における仕事創出勧告(1998)

(*) 英語版で might<may、仏語版で pourraient<pouvoir とあり、いずれも、不確実な推量、可能性の域をでないの義を込める助動詞が使われている。

D.12

63. 使用者側副議長

前文の削除提案。協同組合の目的及び性格のユニークさを強調し、かつ、言及された幾つかの本文では協同組合について特段言及をしていないと注釈した。故に、彼は、当該のテキストは、この本文にとって重要ではないと感じる、と。

64. 労働者側副議長

前文の保持を主張し理由を開示。それは、第一に、環境を定義することにより当該本文に付加価値をもたらすから。第二に、列挙される本文において、雇用やヒューマン・リソース開発を対象とする ILO の本文の如く、協同組合にとって枢要な主題が扱われるということが重要だから。第三に、かかる本文において前文を掲げる先例は他の ILO 勧告で数みられるから。

65. 発言をした政府のすべてが、使用者側の削除提案に反対し、使用者側は修正提案を撤回。

D.22

66. インド政府側委員提案。賛成の発言なく、論議されず。

D.60

67. 労働者側副議長

労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言他 4 つの条約に関する言及を含む修正案を提案。これらの言及は協同組合の現況 (the situation) にとって極めて重要である、と論じた。宣言はユニバーサルな性格のものであり、全ての国が促進し尊重すべき中核的価値を述べている。

ILO の中核的諸条約は、その法的地位にかかわらず労働する者すべてに当然適用されてしかるべき最も基本的な権利(*)を開陳するものである。

(*) 英語版で the most basic rights that ought to apply to all those who perform work,irrespective of their legal status⁷ その法的地位にかかわらず労働する者すべてに当然適用されてしかるべき最も基本的な権利」、仏語版で les droits élémentaires dont devraient bénéficier tous ceux qui effectuent un travail,quel que soit leur statut legal. 「その法的地位にかかわらず実際に労働するもの全てが恩恵に浴するべき最も基本的な権利」と記されている。

68. 使用者側副議長

同修正案に反対。協同組合にあまりに多くの義務を課する重荷となる危険がある、と。彼は、協同組合で働く多くの者は所有者又は組合員でもあり、件の条約の幾つかは故に必ずしも適用可能というわけではない、と。当該本文は ICA の代表が一般討議において述べた原則に自制すべきであると提案し

た。

69. 労働者側

本文に過積載を意図するものではなく、最も根本的なILOの諸本文に言及することにより127号本文を強化しようとするものだ、と応酬。使用者側副議長その人が示した協同組合は、所有者でもある労働者と雇用者ではないその他の者からなる自助組織である。しかしながら、その地位に関わりなく、労働者も所有者も、ともに、団結の権利(*)を享受すべきである。ILO差別待遇(雇用及び職業)条約(1958、第111号)への言及も、一般討議で南アフリカ政府側委員により指摘されているように、重要である。

(*)英語版でthe right to organize、仏語版でle droit d'association、「結社の権利」とある。なお、採択された勧告の前文で掲げられた「結社の自由及び団結権保護条約」の英文表記でthe Freedom of Association「結社の自由」にはla liberté syndicale(組合結成の自由)が充てられ、the Right of Organize「団結権」にはle droit syndicale(組合の権利)が充てられる。

70. パナマ政府側委員

協同組合の組合員は通例卑しい出自(*)だから彼らに不必要な混乱をもたらさないようにするにはオリジナル・テキストが維持されるべきだ、と。

(*)英語版でof humble origins。仏語版でd'origine modesteとあり、英文で醸し出される野卑なニュアンスを消し去って「つましい出自」としてある。英語版でのhumbleには「約しい」の意義もある。しかし、前文に多くのパラグラフを掲げることで理解に混乱を来すという判断を

導く前提として置かれるof humble originsという表現には、ある種の差別感情がにじみ出てくる。そのために、スピーカーの心情に照らして「卑しい出自」と訳した。仏文表記では「約しい」の意義でのhumbleに対応する単語としてmodestetが選取られている。

71. カメルーン政府側委員

当該修正案は余計であると論難。トリニダードトバゴは、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言への言及を含むだけであれば当を得るのではないかと提案した。

72. アルゼンチン、ブルキナファソ、コスタリカ、キプロス、フィンランド、フランス、イタリア、レバノン、マリ、南アフリカ(ケニア、スイスを代弁して)、スウェーデン、シリア・アラブ共和国、トーゴの各政府側委員

これらすべてが当該修正案を支持し、大半が、掲げられる根本的基準は定義を通じて協同組合にも適用されなければならず、それ故に重要である、と強調した。

73. 使用者側副議長

委員会に委託の範囲を拡大する危険を想起せしめた。第98号協約(団結、団体交渉)は、インフォーマル・セクタおよびdisadvantaged(社会的に不利な立場にある人々)には重要ではない、と。使用者側グループは、それ故に、当該修正案を支持せず、この旨を委員会議事録に反映するよう望む、と。

74. 労働者側副議長

修正案の支持発言をなした政府側委員に、論議を豊かなものにしたとして、感謝の意を表明した。労働者側の修正提案、採択。

D.58

75. 労働者側副議長

外的環境、特にグローバル化の影響について触れる追加提案。

76. スペイン、スウェーデン政府側委員

は前文が重くなるとしながらも、発言をした大半の政府、賛意を表し、“Recognizing that globalization has created new and different pressures, problems and opportunities for cooperatives” 「グローバル化が協同組合にとって新しい、かつ、種々の圧力、難題および機会を作り出していることを認めつつ」との文言が付加された補正修正の上で修正案が採択。

D.59

77. 労働者側副議長

decent work およびフィラデルフィア宣言への言及を追加するよとの修正提案。decent work のコンセプト及び「労働は商品ではない」という観念は協同組合の価値及び原則に立派に適合する故にである。勧告第 189 号(中小企業の雇用創出に関する勧告 訳者補記)の前文は総計で 10 の条約、勧告(*)を掲げている、と。

(*) 英文、仏文ともに paragraphs, paragraphes。しかし勧告第 189 号に掲げられているのはパラグラフ = 条文ではなく、条約、勧告名。よって、「条約、勧告」と訳出した。参照 拙訳 ILO 勧告第 189 号「中小企業における職場の創出」、『協同の発見』第 116 号(2002 年 2 月)、20-27 頁

78. 使用者側副議長

反対 前文が長くなりすぎる、と。スウェーデン政府側委員、当該修正案を支持

し、カメルーン政府側委員、反対。トリニダードトバゴ政府側委員、提案されている言及を含めることは絶対的に必要である(imperative)(*)、と。セネガル、シリア・アラブ共和国、トーゴも当該修正案を支持する発言をした。

(*) 英語版で it was imperative、仏語版で il fallait à tout prix とあり、「ぜひとも必要である」の意。

79. パナマ政府側委員

当該修正が必要ではない、と。彼は、協同組合セクタ自身が委員会に代表されていない旨の懸念を表明した。議長は、だが、委員の何名かは協同組合セクタから派遣されている、と。コスタリカ、キプロス、グアテマラ、ノルウェー、スペイン、英国は、すべて当該修正案を支持する発言をした。

80. パナマ政府側委員のコメントに応じて ICA 代表は、本文は柔軟であるべきで、かつ、あらゆるタイプの協同組合の必要に応えるものであるべきだとの見解を披露した。本文の力点こそは協同組合の促進にこそ置かれるべきである、と。

81. マラウイ政府側委員

当該修正案が、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言他 4 つの条約を内容とする労働者側委員により届けられた修正案と併合されえないものかどうか、いぶかしんだ。

労働者側副議長

同発言は受け入れられうるオプションとみなし、委員会に対して、提案された併合をもってではないが、この修正案は前文における 4 つの実体的なポイントに通じるにすぎないということを想起せしめた。勧告第 189 号

(*)の前文は総計で10の条約、勧告を掲げているが前文を過積載にする危険を犯しているとは思えない。

(*) 中小企業の雇用創出に関する勧告

ポイント 3

D.59

82. 使用者側副議長

当該の修正案は本文の焦点たる協同組合運動から協同組合内部での労働者の権利及び労働基準の保護に向かう転換を示すものである、と。彼は、委員会に対し『decent workの不足 グローバルな転換』と題するILO事務総長報告 雇用創出に非常に高い優先度を与えるものである への注意を引きつけさせた。労働なしに労働者の権利はありえない(*)。故に、本文の力点は協同組合運動に相変わらず置かれるべきだ、と。彼は、当該修正案に対する反対の姿勢を崩さなかった。

(*) つまり、雇用創出がなければ権利の問題は登場し得ない。故に、協同組合における労働者の権利を論じる前に先に解決しなければならない雇用創出に注意を向けるべきである、という趣旨。

83. 労働者側副議長

事務総長報告は、ILOのエネルギーを「現代の主たるグローバルな要求」たるdecent workに焦点を当てるということを語っているのだ、と言及した。委員会は現代にふさわしい本文発展させるために格別に設置されたものであるので、decent workへの言及を含めることは論理的である、と。事務総長報告において彼はdecent workの領域から排除される企業形態又はworkのカテゴリーのいかなるものについても同定しえてはいない。げにも、ILOの価値と、協同組合が立脚する連

帯との間には「幸福な結婚」が存する、と。「労働なしに労働者の権利はありえない」という使用者側副議長の陳述に同意はするが、労働ということで念頭におかれていることは明らかにdecent workのコンセプトである。何なれば、decent workは、より多くの仕事の必要及びより良い仕事の必要ということ、この双方をカバーしているからである、と。

84. ブラジル、ガーナ及びイタリア政府側委員

協同組合の重要性は、特に景気変動に晒されやすい(vulnerable)、かつ、disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)及び地方の(rural)人々のための仕事起こしにあるとして、当該修正案を支持した。

85. 労働者側副議長

ありうべき不明瞭さを減じ、decent workは現在ILOの第一義の課題であるとの言及を含むために修正案の措辞を変更し(rephrase)派生修正案を提出した。フランス政府側委員は措辞に関しいささかの懐疑を抱き続けた。

86. 使用者側副議長

さような定式化に反対するものではないが、当該の修正案を含む必要があるとは思っていない、と明確にした。

トリニダードトバゴ政府側委員は、“now”なる単語を削除する派生修正案を提出した。

しばらくの討議の後、使用者側副議長が使用者側は棄権をしたいと立場を明確にし、労働者側委員より派生修正案として提出され、かつ、さらにトリニダードトバゴ政府側委員より提出された修正案である修正案が採択された。

87. ポイント3 は、修正案が採択された。

【結論案・乙】

3. (1)当該本文は、ILOの重要な本文に言及する前文を掲げるべきであり、かかる本文として以下を含めるべきである。

労働における基本的原則および権利(1998)、結社の自由及び団結権条約(1948)、団結及び団体交渉権条約(1949)、差別(雇用及び職業)禁止条約(1958)、社会保障(最低基準)条約(1952)、雇用政策条約(1964)、雇用政策(補充諸規定)勧告(1984)、農村労働者団体条約及び同勧告(1975)、人材開発条約及び同勧告(1975)、中小企業における仕事創出勧告(1998)

(2) 前文で、グローバリゼーションが協同組合に対し新しく、かつ、種々の圧力、課題及び機会を産み出してきていることを承認することとする。

(3) 前文で、フィラデルフィア宣言が労働は商品ではない旨を明確に承認していることを想起させるべきである。

(4) 前文で、労働者のために decent work を実現することは、どこにおいても、ILOの第一の課題であることを想起させるべきである。

(【結論案・甲】では、この箇所に「対象、範囲及び定義」というタイトルがおかれている)

ポイント4

【結論案・甲】

4. 加盟者(1)は、全ての国で、加盟国の発展水準とはかかわりなく、組合員(2)が以下のことを為す上で支援するべく協同組合の潜在力を促進する措置を採用することとする。

(a) 雇用を創出し、かつ、所得を生み

- 出す活動への参入を拡大し、
- (b) 教育及び訓練を通じ、起業家としての、及び、経営者としての能力を含め彼らの事業潜在力を開発し、
 - (c) 貯蓄及び投資を増大させ、かつ、
 - (d) 社会福祉を両性の平等、住まい、健康ケア及びコミュニティの発展に力点を置いて改善すること。

- (1) 英語版で members、仏語版で les membres とあり、双方「加盟者」。文脈上での意味は「加盟国」であるが、このシンプルな表現が問題とされたので敢えて「加盟者」としておく。
- (2) 英語版で membership 「組合員・会員の地位、組合員・会員の数」、仏語版で adhérents 「組合員」。

D.13

88. 使用者側副議長

“should”の後に続く“adopt new measure”「新しい措置を適用する」を削除する旨の提案。政府が何を現実に為し得るのかに関して、慎重さが必用とされるからだ。

労働者側副議長

適用基準なしに何をどのように促進することができるのかと、いぶかしんだ。彼は、“adopting measures”「適用基準」なる文言は政府をして協同組合を現実に促進することを奨励するべく挿入されるのだ、と指摘した。

アルゼンチン、デルキナ・ファッツ、フィンランド、インド、イタリア、レバノン及びシリア・アラブ政府側委員すべてが、原文が好ましい、と態度表明。使用者側、修正提案撤回。

D.9

89. カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、合衆国の各政府側委員は、第4(a)項を“create and develop their income-generating activities and sustainable employment”「組合員の所得形成活動および持続可能な雇用を創出し、開発し」なる文言に置き換えることを修正提案。フランス政府側委員は、協同組合の社会的諸課題に沿って持続可能な雇用の創出を強調することが重要である、と説明をした。

90. 使用者側副代表、労働者側副代表賛成、と。ただし、労働者側、“sustainable”「持続可能」なる文言の後に decent の文言を挿入するとする派生修正案を提案。

91. 使用者側副代表、フランス政府側委員 decent work への言及は前文で充分、と。労働者側、前文は、本文のための状況を提示するにすぎず、実体規定の一部をなすものではないので、ここでも、言及することは有用、と。

92. 使用者側副代表
本文で絶え間なく労働者の権利に言及することの危険を喚起させた。また、decent work なるコンセプトは、明白に定義されているわけではない、と。

93. トリニダードトバゴ政府側委員
“sustainable”(持続可能な)なる術語は包括的で、decent work 及びヒューマン・リソース開発及び被雇用能力(employability)のコンセプトを内容とすると。

94. 南アフリカ政府側委員

修正提案及び派生修正案を支持し、シリア・アラブは decent work は既に前文で触れているので派生修正案の必要はないとみならず、と。

95. 労働者側副議長

decent work への言及をふくむことにどんな障りがあるのかと、いぶかしんだ。彼の見解では前文で decent work について言及することに承認を与えることとまさに同じ事柄なのだ、と。“sustainable”「持続可能な」なる術語は、必ずしも“decent work”を包摂するものではない。本文の長さに関する使用者側副議長のコメントに關説し、“decent”は、たったの6文字にすぎないと。

96. 使用者側副議長

委員会に、フランス、シリア・アラブ、トリニダードトバゴ政府側委員が decent work への言及を含める必要はないと提案している旨、想起せしめた。

ケニア政府側委員は、ここで当該の言及を含めることに反対するわけではないが、それを結論案の初めから終わりまで含める必要はない、と。

マリ政府側委員は、この論点に関する法務助言者の見解はどういうものであるのかと質問をした。

法務助言者は、労働者側副議長が態度表明をしたように、前文は本文の実体規定部分ではないと確言した。前文は重要であるが、それは本文の方向を指示し、かつ実体規定の適用を助けるという意味を持つという意義においてであると。

97. 長々とした論議が確保され、その間にフランス、アイルランド、レバノン、スリランカは decent work への言及は前文で足りるとし、アルゼンチン、ブラジル、コンゴ、

コスタリカ、ガーナ、南アフリカ、ヴェネズエラの各政府側委員は派生修正案を明白に支持した。

労働者側副議長は、“decent”なる文言を含めることに何の支障もないと態度表明した。何故ならば、“sustainable”なる文言は雇用の質というよりか主として継続を指すものだからだ。

使用者側副議長は、法務助言者の見解は、ここにおいて decent work への言及は不要であるということの意味するのだと解釈を与え、表決がなされるべきことを提案した。

労働者側副議長は、使用者側副議長の解釈に不同意であるとし、派生修正案は必要ないとする見解を再考するための修正案を提出する考えはないのかと尋ねた。

フランス政府側委員は、委員会がこの問題について表決をしたいのではないかとの提案に同意する一方、今では派生修正案を同意すると陳述した。

トリニダードトバゴ政府側委員も、今は派生修正案に付くと態度表明した。

98. 使用者側副議長

討論打ち切り動議を提出し、異論が提出されず。

ブルキナファソ、レバノン、レソット、マラウイ、オーストリア、スイス、シリア・アラブ政府側委員

当該動議をうけ、出席している全委員が修正案及び派生修正案を指示されるよう求めた。

99. 最終論議で、使用者側副議長は委員会に decent work の明白な定義は未だ存在しないという事を想起せしめ、労働者側副議長は 18 カ国の政府側委員の間奏発言は派生修正案に付いていると陳述した。decent work は前文で言及されており、今や、結論案の実施項目(*)に統合される必要があると。

彼は、法的解釈の陥し穴を熟慮して、当該の言及を含むことは“do no harm”「支障がなく」、それを廃去することが“hurt”「有害」であるとの見解を表明した。

(*)英語版で operational points「結論案の実施項目」、仏語版で le dispositif de la proposition de conclusions「結論案の本体規定」とある。いずれも、前文を除外したパラグラフを意味する。

100. 表決が行なわれ派生修正案たる修正案が採択される。11,220 票の賛成、反対ゼロ。

D.53

101. 労働者側副議長

修正案を提出し、次いですぐに、技術的及び職業的スキルへの言及を含み、“responsible”「責任ある」(*)起業家的かつ経営的諸能力について言及し、かつ、“through education and training”「教育及び訓練を通じて」なる文言の前に“the values of the cooperative movement and general economic and social policy skill”「協同組合運動の価値並びに一般的な経済的及び社会的政策スキル」なる文言を挿入する派生修正案を提出した。同様の言及が第 89 回 ILC 会議(2000)において採択されたヒューマン・リソース開発に関する決議に含まれていると言及。責任ある、かつ、広い社会のニーズを考慮に入れる起業家的かつ経営的諸能力の開発の重要性を強調した。広い社会のニーズということに関して協同組合により使用されている術語は“concern for community”「コミュニティへの関与」であると。

(*)英語版では如上のとおりで、仏語版では le 《sens des responsabilités》とあ

り「責任感」。

102. 使用者側副議長

技術的及び職業的スキルへの言及を包含することは有用であるということに同意したが、“responsible”「責任ある」なる文言の挿入には不同意であると。それは価値判断を暗示するもので、それ故に本文を改善するものとはならないと。結論案のこの部分において協同組合の価値への言及を含むには及ばないと。

103. メキシコ政府側委員

“responsible”「責任ある」という文言のスペイン語訳は不正確(*)であると指摘。カメルーン、ガーナ、トリニダードトバゴは、「責任ある」という文言を含める必要はないという点で同意と。

(*)使われたスペイン語は、英語版で effective(実効的)に相当する efectiva。

104. (*) 労働者側副議長

協同組合では企業の指導者及び経営陣の諸能力は責任ある仕方では必然的に開発されると理解されるということで、“responsible”「責任ある」という文言を削除することに同意すると。

(*) ここの箇所、英文では文意が不明なので、仏文を定本とする

105. 派生修正案たる修正案が採択される。

106. インド政府側委員より提案された修正案は撤回された。

D.14, D.7, D.55 及び D.38

107. 使用者側副議長

協同組合が活動している分野で協同組合自

身が決定を行なえるよう結論案をフレキシブルに保つために(d)項を削除する修正案を提出。労働者側副議長、当該の項は協同組合(*)の付託なるものの概して社会的性格という観念を与えるという点で有用性を持ちうるのであるが、提案されたテキストが甚だ特殊であるということには同意すると。彼は(d)項を保存することにメリットがあるとするが、より短い文体においてであると。いずれにしても、労働者側委員たちは、次の修正案に関する論議のために別のテキストを準備した。

マリ政府側委員、より一般的な定式化が必要であるという点に同意と。議長が、その後、同一の項に関する他の3案と当該修正案を併合審理すると提案。

(*)以下の英文は内容が不明瞭。フランス語版を定本とする。

108. アメリカ合衆国政府側委員

ILO事務局のアンケートへの多くの回答において態度表明されているように協同組合が経済企業であることを心に留めるべく“social well-being,”「社会福祉」の前に“economic and”「経済的及び」なる文言を挿入するとする同国及び英国により提案された修正案を提出。

彼女は当該パラグラフの残余の大半を、内容が静態的で不完全に思われるとして削除することを提案した。使用者側副議長、項全体を削除する先の修正案を撤回することに同意し、たった今提出された修正案を指示すると。

109. 労働者側副議長

男女間及び人種間の平等への言及を保持するための修正案を提出。他方で、南アフリカ政府側委員、男女の平等への言及だけを保存する修正案を提出。スウェーデン及びト

トリニダードトバゴ政府側委員、最初の 2 つの修正案に同意と。

110. 引き続き論議およびイタリア、メキシコ、使用者側及び労働者側により派生修正案が提出された後に、“improve social and economic well-being,taking into account the need to eliminate all forms of discrimination” 「あらゆる形態の差別を除去することを考慮に入れつつ、社会的及び経済的福祉を増進し」という措辞で同意が得られた。

111. 派生修正案たる英国及びアメリカ合衆国政府側委員により提出された修正案が採択される。

D.24

112. トリニダードトバゴ政府側委員により支持され、**インド政府側委員**

協同組合が市場及び金融にアクセスする件についての項の導入を提案。かかるアクセスが協同組合事業の成功にとって不可欠であるとの同国での経験が提案理由である、と。

113. **使用者側副議長**

当該修正案を原則的に支持するが、協同組合が優待的扱いを受けて当然であるという印象を回避することが重要であると態度表明した。彼は、それ故に、協同組合は他の私的セクタ諸組織と同一の条件で処遇されるべきであるとの派生修正案を提出した。

労働者側副議長、アルゼンチン、ブラジル、ガーナ、マラウイ、南アフリカ、シリア・アラブ共和国政府側委員は、ともども修正案を支持するも派生修正案を不支持。

カメルーン政府側委員、“increase” 「増大させる」の文言を“facilitate” 「容易にする・促進する」に代えりとする派生修正案を提出。

使用者側副議長、カメルーン政府側委員に

より提出された派生修正案への支持を表明しつつ、自らの派生修正案を撤回。

労働者側副議長、同じく、カメルーン政府側委員により提出された派生修正案への支持を表明。

114. **カメルーン政府側委員**により提出された派生修正案たる修正案が採択される。

115. **インド政府側委員**により提出された修正案は取り下げられた。

D.51, D.39

116. **労働者側副議長**

国際労働基準の履行(1)に関する項を導入する修正案を提出する。かかる項は、協同組合もまた重要な基準(2)を尊重しなければならないという事実を反映するうえで重要であるとみなすと。

- (1) 英語版で implementation、仏語版 application「適用」とあり、前者では協同組合が、後者では行政サイドが念頭におかれる表現となっている。
- (2) 英語版で relevant standards、仏語版で les normes pertinentes とあり、「直接関連する当該の諸規範」と記されている。

117. **モザンビーク政府側委員**により支持され、**南アフリカ政府側委員**

公正な労働基準(*)について言及する項を挿入する修正案を提出する。

(*) 英語版で fair labour standards、仏語版で des normes du travail équitables とある。前者で、意味連環的には fair labour-standards となるにしても、fair が修飾する言葉は work か standard か定かではな

いが、後者では「公正な」は「基準」に係っている。

118. 使用者側副議長

双方の修正案に猛然と反対する。**他の使用者側委員**は、実際的な本文が必要であり、どの基準が協同組合にとって重要であるのか、また、かかる基準を批准していない国々で国際労働基準を協同組合はどのようにしたら履行できるのかと、いぶかしんだ。**使用者側副議長**は、各加盟国がそれ独自の諸要件を定義しなければならないとする南アフリカ政府側委員による声明についても言及した。

カナダ政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、イタリア、日本、ルクセンブルク、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、アメリカ合衆国の名において、使用者側委員の声明に同意する。decent work のコンセプト及び国際労働基準の適用は、すでに、前文及びポイント4で言及されていると。彼は、それ故に修正案を支持できないし、討議の焦点を協同組合の促進とするよう提案した。

119. 労働者側副議長

勧告なるものは国際的な法的義務を各国政府に課するものではないと言い足しつつ結論案の性格を委員会をして思い起こさせた。事実、彼の修正案は、ILOの価値を考慮に入れようとするものである。

協同組合は協同組合の被傭者を公正に扱うべきであり、公正な扱いをより良く反映する派生修正案のためのいかなる提案も歓迎すると。当該修正案が協同組合の促進をどのように損なうものであるのかと、いぶかしんだ。だが、委員会が選択眼を有するのは当然で、実際にテキストに価値を付与する国際労働基準への言及を包括することに同意すると。

120. アルゼンチン政府側委員

一部の労働者協同組合において流行となっている問題である「労働立法の欺罔」(1)への言及を含む派生修正案を提出する。それは、雇用者が既存の労働立法の遵守を回避することで労働コストを引き上げるために労働者協同組合を利用する状況に関連する。こういった可能性は、労働者協同組合が2つのタイプの労働者を擁する事実に起因する(2)。第一は、従事組合員(3)、彼らは既存の労働立法によって保護されない。第二は、雇用契約を結んでいる労働者(4)で彼らは保護される。この問題こそ、労働者協同組合が真の協同組合ではもはやなくなる時に登場すると。

- (1) 英語版で labour fraud 「労働詐欺」、仏語版で fraude à la législation du travail 「労働立法の欺罔」とあり、英語版では意味するところが明らかではないし、表現として仏語版が正しいので、英語版の表記を採用しない。
- (2) 英語版で was created by the fact、仏語版で découle du fait とあり、双方共に同義。
- (3) 英語版で worker members 「労働者組合員」、仏語版で les travailleurs adhérents 「組合員労働者」。ここでは、組合員として就労する者の義で「従事組合員」とする。
- (4) 英語版で contract worker、仏語版で les travailleurs sous contrat

121. 労働者側副議長

多くの政府側委員が国際労働基準への言及に賛成であるように見受けられるが、多すぎる言及がその目的を損なうのではと懸念していると。それ故に、結論案中の施行部分(*)において協同組合への国際労働基準の適用について言及するいかなる妨げもないとの了解

の下で当該修正案を取り下げるが、これは、協同組合における国際労働基準の適用に言及するふさわしい箇所ではないという理由によると。労働者側委員はテキスト中の適当な箇所に修正案を導入するつもりだと態度表明した。

アルゼンチン及び南アフリカ政府側委員は関連する派生修正案を取り下げた。

(*)英語版で operative part、仏語版で le dispositif de l' instrument「本文の本体規定」とある。

D.56

122. 労働者側副議長

勧告第 127 号より採取された新しい項を導入する修正案を提出。彼は、それは、民主的コントロール及び剰余の公正な分配という観念を導入するものとして、依然として有効であり有用であると。それは、ESOP(*)「従業員持株政策」の文脈においても重要であると。

(*)英語版で employee share-ownership plans、仏語版で des plans d'acquisition d'actions par les personnel「従業員による株式取得政策」。

123. 使用者側副議長

当該の主題は(a)項において既に触れられているので新しい項を含める必要はないと。他の使用者側委員は、結論案は経済憲章たるべきことを意味づけられているのではなく協同組合促進を容易にすることを旨とするものであると指摘。同人は、委員会が結論案を夥しい義務で窒息させることがないように慎重であるべきであると。

124. ケニア政府側委員

協同組合の価値及び原則への言及は既に結

論案に掲げられており、後の箇所でも触れられるので当該修正案は不要であると。

労働者側副議長、意図は協同組合をして何事かを為せと命じるのではなく、協同組合を支援することにあると。協同組合の価値及び原則という例のごとく観念を明白なものにすることが有用であると。当該修正案の措辞(1)は勧告第 127 号から採取されており、政労使 3 者の間での合意は既にあるのだと。妥協の精神でこの修正案を特に(2)再考していただくよう促した。

メキシコ、パナマ、フィリピン、アメリカ合衆国、結論案は余りに重々しいものになりかねないので、当該修正案を支持しないと。他方で、トリニダードトバゴは、修正案は結論案に有益な貢献(3)を成すとの感触を有すると。

- (1)英語版で language、仏語版で libellé。
- (2)英語版で this particular amendment、仏語版で amendement en particulierとあり、前者では amendment を修飾する形容詞として particular が使われている。後者では、reconsidérer の副詞として使われている。文脈から見て仏語版を正確と見て、それを採用する。
- (3)英語版で a valuable addition「価値の追加」、仏語版で un apport utile「有益な貢献」、とある。後者の言い回しを採用する。

125. 労働者側副議長

当該の修正案に関する限定的な支持を表明しつつ、自らの修正案を取り下げた。

D.57

126. 労働者側副議長

“increasing national income, export revenues and employment by a fuller utilization of

resources ” 「諸資源の完全な活用による歳入、輸出収入及び雇用の増加」における協同組合の役割を強調する項を導入する修正案を提出。それは、勧告第127号中の類似の項に基づくものである。

127. 使用者側副議長

当該修正案に反対。提示された観念は既に協同組合原則の一部をなしていると。

ブルキナファソ、コンゴ、ギリシャ、メキシコ、パナマ、アラブ首長国連邦の政府側委員、使用者側副議長に同意と。労働者側副議長、当該修正案を取り下げる。彼は、このポイントにおける項の順序を扱う修正案も取り下げ、かつ、起草委員会にその順序を委ねると提案した。

128. ポイント4は、修正案として採択された。

(【結論案・乙】では、ここの箇所に「範囲、定義及び対象」というタイトルが置かれている)

【結論案・乙】

注 ポイント4として採択された内容は、ポイント5をポイント4の前に置くとする論議(129)修正案の採択(130)により、いったんはポイント5の位置で提示されることとなった。しかし、編集された「乙」案では、「甲」案のポイント4はポイント7に、同じく「甲」案のポイント5はポイント4に、「甲」案のポイント6はポイント5に繰り上げられているが、議事録では、こういった処理に関する記述がない。ここでは、次のポイント5の論議を経て採択された「ポイント5」が掲げられる。次の「結論案・乙」ポイント4の内容は「結論案・甲」ポイント5と比較対照されるものとなる。

4. 本文は、これを協同組合のすべての類

型及び形態に適用することとする。

ポイント5

【結論案・甲】

本文は、労働者又は利用者の所有であるか否かを問わず協同組合のすべての類型及び形態に適用し、かつ、農村セクタ、都市セクタ、第一次、第二次及び第三次のセクタ、フォーマル・セクタ、インフォーマル・セクタといった協同組合が事業活動を行なうすべての経済的及び社会的セクタに、これを適用することとする。

D.5

129. **カナダ政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国及びアメリカ合衆国**より提出された修正案を提案。ポイント5をポイント4の前に置くとする。ポイント5は本文の対象、範囲及び定義に関する文脈をなすものだからであると。

当該修正案は、使用者側及び労働側の副議長並びにマリ及びアラブ首長国連邦の政府側委員より支持された。

130. 当該修正案が採択された。

D.50, D.15

131. 労働者側副議長

本文が全世界にわたるべきものであり、「いかなる区別も伴うことなく」あらゆる協同組合を包括することが当然であるとする事実を反映するための修正案を提案。

使用者側副議長は、より短く、かつ、明白な類似の修正案を提案。**労働側副議長**は使用者側副議長が提出した修正案を支持し、自己の修正案を取り下げる。

132. 使用者側副議長が提出した修正案が採択される。

133. インド政府側委員より提出された修正案は取り下げられる。

134. ポイント 5 は、修正案が採択された。
【結論案・乙】(「結論案・乙」ポイント 5 の内容は「結論案・甲」ポイント 6 と比較対照されるもの)

5. 本文は、「協同組合」を、共同所有(1)の企業の設立、必要とされる資本への衡平な寄与(2)、リスク及び利益への公正な関与(3)、民主的な経営への積極的な参加を通じて組合員の経済的、社会的、文化的ニーズ及び憧憬を充たすために(4)自発的に結束する人々の自治的協同組織(5)として定義することとする。

- (1) 英語版で jointly owned enterprise、仏語版で une entreprise dont la propriété est collective「所有権が共同のものとなる企業」。共同所有を propriété collective と表す。
- (2) 英語版で equitable contributions、仏語版で une quote-par équitable で共に「衡平な寄与・貢献」ということ。ちなみに、「公平」は「釣り合いの取れていること」つまり「衡平」を必ずしも意味しないし、「えこひいきをしないう」という意義での「公平」は、「衡平」とはなじまない。
- (3) 英語版で a fair share、仏語版で une juste participation とある。
- (4) ここでは「結論案・甲」で使用された to achieve を to meet に変更している。
- (5) 英語版で autonomous association、仏語版で une association autonome「自治

的協同組織」、「(事業上の)自治的協同・提携」。

ポイント 6

【結論案・甲】

6. 本文は、本文は、「協同組合」を、共同所有の企業の設立、必要とされる資本への衡平な寄与、リスク及び利益への公正な関与、民主的な経営への積極的な参加を通じて組合員の経済的、社会的、文化的ニーズ及び憧憬を充たすために自発的に結束する人々の協同組織として定義することとする。

D.6, D.37, D.40, D.61

135. スウェーデン政府側委員、カナダ、フランス、アイルランド、スウェーデン、トルコ、英国及びアメリカ合衆国政府側委員より提出され、かつ、キプロス、イタリア政府側委員により支持された修正案を提案。1995年にICAにより採択された物と同一の協同組合定義を含む修正案。

スペイン政府側委員、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン政府側委員より提出された修正案を提案。ICA定義の諸要素と勧告第127号に含まれる定義とを結合する修正案。類似の修正案がイタリア政府側委員及び労働者側委員より提出されていた。

136. 労働者側副議長

スペイン政府側委員により提出された修正案のコンセプトが厳密に同一であるという理由で、スペイン政府側委員の提出した修正案に賛成し、自己の修正案を取り下げる。使用者側副議長もこの修正案を支持した。

137. パナマ政府側委員

ICA定義のみを掲げる修正案に賛成である

と。他方、アラブ首長国連邦の政府側委員は、連結定義を提案する修正案に賛同する発言を行なう。彼は、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン政府側委員より提出された修正案中の“economic, social and cultural needs”「経済的、社会的及び文化的ニーズ」の前に“common”「共通の」という文言が挿入されるべきであると提案した。

アルゼンチン政府側委員は、commonを挿入することは余計であるとして当該提案を退けた。

138. スウェーデン政府側委員

提案されている連結定義に関してICAの見解を伺うことが利にかなうとし、他方カナダ政府側委員はICAにより採択された定義に相異なる定義を掲げることについて疑念を表明した。

カメルーン政府側委員は後者の修正案(スペイン代表提案の修正案のこと 訳者注記)に賛成であるが、“voluntarily join together”「自発的に結束する」という文言の後に“on their own initiative”「それ自らの発意に基づいて」という文言の挿入を提案した。この案は委員会の他の委員により支持されず。

139. スペイン政府側委員より提出された修正案が採択される。スペイン政府側委員は、定義、特に“autonomous”「自治的な」なる文言に関わる翻訳について格別に注意するよう忠告し、かつ、本来のスペイン語を翻訳の根拠とするべきである(スペイン語版では、“autonomous”に対応する本来のスペイン語を使用すべきである、ということ。訳者補記)と提案した。

140. ポイント6は、修正案が採択された。**【結論案・乙】**(「結論案・乙」ポイント6の内容は「結論案・甲」ポイント7と比較対照

されるもの)

6. 本文で、以下の根拠に基づく協同組合のアイデンティティの促進及び強化を奨励することとする。

(a) **自助(1)、自己責任、民主主義、平等、衡平及び連帯という(2)協同組合の価値、**および、

(b) 自発的かつ万人に開かれた加入(3)、組合員により行使される民主的権力(4)、組合員による経済的参加、自治及び独立、教育、訓練及び情報、協同組合間協同、共同体への関与という(5)国際的に承認されている協同組合原則

- (1) 英語版でself-help、仏語版でl'entraide (相互扶助)
- (2) 英語版では制限的列挙の書き方であるのに対し、仏語版ではà savoir「すなわち」という文字の後に諸価値が挙げられ、例示的列挙の書き方となっている。
- (3) 英語版でmembership「会員の地位」、仏語版でl'adhésionが当てられている。仏語の方が表現として端的と判断する。
- (4) 英語版でdemocratic member control「組合員による民主的監督・支配・権力」、仏語版でle pouvoir démocratique exercé par les membresとあり、多義性のない後者を採用する。
- (5) (2)に同じ。

ポイント7

【結論案・甲】

7. 本文で、以下の協同組合原則に基づいて協同組合のアイデンティティの促進及び強化を奨励することとする。

- (a) 自発的かつ万人に開かれた加入
- (b) 組合員により行使される民主的権力

- (c) 組合員による経済的参加
- (d) 自治及び独立
- (e) 教育、訓練及び情報
- (f) 協同組合間協同及び
- (g) 共同体への関与

D.16

141. 労働者側副議長

(e), (f), (g)の項を削除する修正案を提出。彼は、最初の4つの項が協同組合の特殊性を定義づけるものであるとし、(e)乃至(g)の項はむしろ協同組合が供給することのできるサービスについて言及するものであると。故に、これらは、ポイント12の下に場所替えされるべきである。したがって、ポイント12にかかわる数多の修正案を提出済みであると。

142. 労働者側副議長

7つの項の全てが原則であり、結論案中に当然含まれるべきであると。彼は、教育、協同、コミュニティへの関心に関する原則を支持する発言をした。諸原則は、ILO事務局のアンケートに対する回答においてかなりの支持を集めていると。当該の3つの項を残すよう委員たちに促した。

143. 使用者側副議長

組織の多くのタイプが教育、訓練、協同、コミュニティへの関心に関わりあっていると、言い足し、されば、この種の契機が協同組合に特別のものだということにはならないと。他方で、(a)乃至(d)は理想又は憧憬にすぎないものではなく、真正かつ示差的な原則(*)であると。

(*) 英語版で *genuine and distinct principles* 「真正かつ示差的な原則」、仏語版で *des principes distinctif* 「指差的な

原則」としか表記されていない。英語版を丁寧な表現と見て、それをここでは採用する。

144. 労働者側副議長

使用者側副議長に応酬し、諸原則は組織の一形態に限ってしか適用できないというものではないと言明し、労働組合の如き、社会的組織及び企業のタイプの例を引き、そこでも(a)乃至(d)の項に掲げられる原則を適用していると。これらの原則が協同組合に特別なものとはならないからといって、使用者側委員が結論案にそれらを含める上で妨げになりはしないと。

145. アルゼンチン、イタリア、スリナム、スウェーデン政府側委員は、フルセットのICA原則を残すことを支持しつつ、使用者側の修正案を支持しなかった。使用者側副議長は、彼の修正案を取り下げた。

146. トリニダードトバゴ政府側委員は、バハマ、バルバドス、トリニダードトバゴ政府側委員により提出された修正案を提案。6つの協同組合の価値を含めるもの。彼女は、ポイント7は協同組合のアイデンティティを支える(1)のものであると。それは、協同組合を特殊かつ示差的組織タイプとする真髄を示すものだ。協同組合は価値を基礎とするものだから、これは結論案に含まれるべきであると。協同組合は *disadvantaged person* の当事者権限付与(2)に寄与できるので当該の価値を含めることも重要だと。当該の価値を欠けば結論案は不完全なものになると。

(1) 英語版で *address* 「扱う」、仏語版で *porter* 「支える」。

(2) 英語版 *empowerment*、仏語版 *habilitation* 「居住」とある。後者は比喻

的に過ぎる。

147. **使用者側副議長**は、当該の価値に不同意ではないのだが、提出されているテキストに手を加えないままにすることを支持すると。**労働者側副議長**、これが採択されるのであれば、彼が取り下げようとしているものに類似する修正案を彼女(*)が提出したので完全に修正案を支持すると。

メキシコ、南アフリカ、スリナム政府側委員は、協同組合の価値は協同組合原則に必然的に付随するとみなしつつ、当該修正案を支持した。使用者側副議長、それ以上当該の修正案に反対をしなかった。

(*)英語版 he、仏語版 il、ともに「彼」とある。文脈上で「彼」つまり使用者側副議長と読めるが、それでは、行論上で意味をなさない。**トリニダードトバゴ政府側委員**である彼女とする

148. 修正案が採択される。

D.4

149. **カナダ政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、アメリカ合衆国政府側委員**により提出された修正案を提案。「国際的に承認された」なる文言を含める提案。

使用者側及び労働者側副議長、双方ともに当該修正案を支持。

150. 修正案が採択される。

151. このポイントについての一連のその他の修正案は、decent work に関する頻繁な

言及要求をめぐる先の非公式協議の結果、取り下げられた。

152. ポイント7は、修正案が採択された。

153. 新しいポイント8として協同組合の価値への言及を付け加える労働者側委員により提出された修正案は、この問題を扱う修正案を先に採択していることに照らし、取り下げられる。

【結論案・乙】(「結論案・乙」ポイント7の内容は先に掲げた「結論案・甲」ポイント4と比較対照されるもの)

7. 加盟国は、は、全ての国で、加盟国の発展水準とはかかわりなく、組合員が以下のことを為す上で支援するべく協同組合の潜在力を促進する措置を適用することとする。

(a) 所得を生み出す活動及び**持続的な decent**な雇用を創出し、かつ、**発展させ**、

(b) 教育及び訓練を通じ**人材の諸能力及び協同組合運動の価値**についての知識を開発し、

(c) **市場及び国又は公共の制度上の融資(*)**を利用し

(d) 貯蓄及び投資を増大させ、かつ、

(e) **社会的及び経済的福祉をあらゆる形態の差別を除去する必要を考慮して改善**すること。

(*)英語版で institutional finance、仏語版でも financements institutionnels で、institutional は「営造物の」を意味し、それは「国又は公共団体が公共の目的で設立する物的施設の」の義であるので、「国又は公共の」という訳語を当て

(つづく)

ポイント 8**「結論案・甲」**

8. 本文で、**他の(1)形態の企業及び団体と同様に、disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)のニーズに協同組合が応答することを可能にする(2)措置の適用を奨励することとする。**

(1) 仏語版では、この箇所に toutes 「すべての」という形容詞が付加されている。

(2) 英語版で enabling cooperatives to respond、仏語版で permettent aux cooperatives de r 略 ondre de r 略 ondre

D.43

154. アルゼンチン政府側委員、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン、ウルグァイ政府側委員により提出された修正案を提案。ポイント 8 を全体として、disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)のために協同組合が帯びる重要性をとりわけ強調する仕方で作り直す、というもの。

使用者側副議長、使用者側も一連の修正案を提出しているとし、当該の修正案には不同意と。

労働者側副議長、当該の修正案は本質的な改善であり、その他の修正要求を不必要にする優れたテキストであるとみなすと。

155. フィンランド、英国、アメリカ合衆国の各政府側委員は現行テキストに賛成だと。disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)への特別の言及を付け加えることを懸念すると。その他の、例えば、非協同組合形態を構成するグ

ループを排除しかねないからだ。

アルゼンチン政府側委員は、回答として、当該の修正案は協同組合の特殊な性格及び協同組合が社会的包摂を促進する上で果たすことができる重要性を承認するものであると、説明した。彼は、しかし、協同組合及び協同組合の活動が disadvantaged groups に限定されるべきでないことは明らかだという点には同意と。

ケニア政府側委員、当該修正案を支持し、かつ、disadvantaged groups の前にある “in particular” 「特に」なる文言を “including 「含む」に取り替える派生修正案を提出。彼女は、こうすることがいくつかの政府側委員が表明した懸念を幾分か和らげる(*)ものとなればと。

(*) 英語版で go some way in meeting the concern、仏語版で contribuer concern、仏語版で contribuer ontribuer buer とある。

156. キプロス、イタリア、南アフリカ、スペイン政府側委員、修正案及び派生修正案を支持と。**労働者側副議長**、修正案は規制的なものではなければ(*)排他的でもなく、まさしく特別な措置の適用を奨励するものであると。

(*) 英語版で neither prescriptive、仏語版で ni contraignant とある。

157. 派生修正案の正確な措辞に関わる幾分かの明白性の欠如により**使用者側副議長**は “inspired by solidarity” 「連帯の精神を鼓吹する」なる文言を削除する派生修正案を提案した。他のタイプのビジネス組織も連帯の精神を鼓吹するからである

と。

158. 労働者側副議長、“inspired by solidarity”は、かかる措置を排他的に協同組合に限定づけることをせずに特別な措置の必要性が何処にあるのかをまさうまく示すものだ。結論案は協同組合に関わるものである、連帯の精神を鼓吹する他の企業形態に言及することはふさわしくはなからうと。スペイン政府側委員は、この点に同意した。

159. メキシコ政府側委員、当該修正案のスペイン語版を“capaciten”「資格を付与する」なる文言を“permitan”「可能にする」又は“faculten”「許可する」に置き換えることにより改善する必要を指摘。

使用者側副議長、“like any other form of enterprise and organization”「他の形態の企業及び団体と同様に」なる文言を再び導入する派生修正案を提出。

160. 労働者側副議長、協同組合は連帯すなわち協同組合の価値の一つ、この精神を鼓吹するものであると説明。この修正案の魅力はこの原則を際立たせる(*)ということにあると。彼は、本文は協同組合を扱うものであるが、それは特別な措置が排他的に協同組合に関わるということを含意するものではないと繰り返した。

(*)英語版でmade this principle stand out「この原則を際立たせる」、仏語版でmettre ce principe en exergue「引き合いに出す」、「引用する」とあり、いささか弱い表現となっている。

161. フランス、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、モザンビーク、南アフリカ、スウェーデン、トリニダードトバゴの各政府側委員は、皆、ケニア政府側委員より派生提案された修正案を支持。

162. 議長は、政府側委員の大半が当該修正案に賛同しているように見えると述べ、挙手による表決を求めた。修正案に反対した政府側委員はゼロであるが、4カ国の政府側委員が棄権した。結果を確認しつつ使用者側副議長はしぶしぶ承認をした。

163. ケニア政府側委員より派生提案された修正案が採択された。

164. ポイント8は、修正案が採択された。

【結論案・乙】

8. 本文で、連帯の精神を鼓吹する企業及び団体として(*)、disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)の社会統合を目的として、彼らのニーズを含め、社会のニーズに協同組合が応答することを可能にする措置の適用を奨励することとする。

(*)英語版でas、仏語版でen tant queとあり、前者のasが副詞ではなく前置詞であることが確認できる。つまり、asを「のように」と副詞として解釈すると所謂社会的企業まで含む規定となり、使用者側が言う協同組合勧告の趣旨を越えることになる。

165. 労働者側副議長

ポイント 8 の後に新しいポイントを挿入し“autonomy”「自治」を定義し、協同組合の文脈におけるその重要性を彫琢する、という修正案を提案。

勧告第 127 号では協同組合の自治は 2 箇所で言及されているが、経験の示す所では、多くのケースにおいて協同組合の自治は重大な侵犯を蒙っている。自治の問題は一般討議の間、3 者の側から提起され、協同組合を公的セクタの事業から区別することになるとして、協同組合は社会的セクタの経済の一部であると明白にする派生修正案を提出した。

166. 労働者側副議長

何故に「自治」の文言が特別扱いに値するのか解しかねると。他の使用者側委員は、当該の修正案は何の実体を附加しないし、結論案には協同組合のマネジメントに干渉を招きかねない余りに多くのエレメントが含まれていると。また、協同組合はもっぱら社会的セクタの経済の一部であると述べるのが適切であるのか、と疑念を呈した。

167. 労働者側副議長

自治という論点はこの協議の過程で格別の注意を引きつけてきたし、また、ILO 事務局のアンケートに対する回答においてたびたび触れられた論点である。それ故に特別に注目し値するのだ。それにもかかわらず、彼は、当該のテキストを改善する派生修正案のための提案を歓迎すると。

168. コンゴ政府側委員、派生修正案として提出された修正案を支持。懸念に理解を示しつつ、**アメリカ合衆国政府側委員、**修正案に反対であると。当該の原則は定義

で既にカバーされているし、ポイント 9 で再び取り上げられるからと。

169. スリナム政府側委員、最初の 2 つのセンテンスを 1 のセンテンスに統合し、“therefore”「故に」なる文言を“the state should not interfere”「国は干渉を行なうべきではない」という文言の前に挿入する派生修正案を提案しつつ、当該修正案を支持。

170. ICA 代表、自治および善良な統治 (good governance) という論点の重要性を強調したが、多くの協同組合は、みずから社会的セクタまたは社会的経済の一部とはみなしてはいないと委員会に報告した。

171. 使用者側副議長、修正案は不必要としアメリカ合衆国政府側委員の見解を支持した。それは、どこか他で言及済みであるし、この先でまた論議できようからと。

172. アルゼンチン政府側委員、原則的に修正案に賛同するが、当該の経済において他のアクターにより果たされる役割及びそれらのアクター間の関係も言及されるべきであると。**スワジランド政府側委員、**他のセクタも協同組合に影響を及ぼしうるとする別の派生修正案を提案しつつ、修正案に賛成。

173. トリニダードトバゴ政府側委員、自治の原則は重要であるという点に同意するが、より微妙なアプローチが必要ではないのかと。

カナダ政府側委員、当該の論点はテキストの他の箇所で取り上げるほうが適切ではないか、と。加えて、多くの国々では協同組合は社会的セクタというよりかは私的

セクタの一部である。それ故に、当該修正案は結論案をそういった国々にとっては無意味なものにしかねない危険を冒すものだ。

174. ギリシャ政府側委員、修正案の背景にある意図は善ではあるにしても、修正案のテキストは余りに詳しくすぎると。**ガーナ政府側委員**、この論点を先で扱うことが当を得ているということに同意と。

175. メキシコ政府側委員、論点の重要性は認めるが、協同組合を社会的セクタに局限することは遺憾なことであり、この論点が次のポイントで扱われるべきであるというガーナ政府側委員に同意と。

使用者側副議長、この論点をポイント9において考慮するというコンセンサスが浮上しつつあると。

176. 労働者側副議長、自治への言及をポイント9に含めるコンセンサスが登場しつつあるという点に同意と。そして、それ故に、修正案を取り下げる。

【結論案・甲】では、この箇所に「政府、使用者及び労働者の団体並びに協同組合組織の役割、ならびに、これらのもの間での関係」というタイトルが置かれている)

ポイント9

【結論案・甲】

9. 加盟者は、協同組合を規制する政府の役割を以下を目的として(1) 限定することとする。

(a) **ポイント7**において掲げられた協同組合原則を根拠とする政策及び法的枠組の整備

(b) 協同組合に迅速かつ簡素な手続で登記を為さしめる制度的枠組の整備

(c) 協同組合の組合員のニーズに対応して **上下関係で組織される**(2) 協同組合構造を促進する政策及び法的枠組の整備

(d) **他の形態の企業に適用される措置と同等の措置を**(3) **協同組合の検査**(4) のために採用すること。

(1) 英語版で as follows 「以下の様に」(2) 、仏語版で visant 「(以下を)目的とする」(3) とある。前者は例示的列挙の語法で、後者は制限的列挙のそれを採用している。フランス語版を選択しなければならない理由は、ローマ以来の法的 axiom アクシオム(公準)を前提とするからである。すなわち、「権力は明文で許されたことのみを行うことができる」(4) のに対して「市民は法律で明示的に禁止されていないすべてを行うことができる」(5) という公準に照らすと、国家の権力的・規制的作用を例示的列挙によりその類推的・拡張的適用の余地を残してはならない(これは、近代市民法において、例えば、罪刑法定主義といった国家の刑罰権を規制する原理として特殊化されている)。明確に限定してかかることこそ正しいありかたである。よって、仏語版を採用する。この筋で、逆に、「市民」(6) に関わる場合として、上に書いた **140**

【結論案・乙】ポイント6の注(2)においては制限的列挙による表現は本来的に不(7) 適当であり、市民的発意を最大限に発揮させる見地から例示的列挙とすることが当然である。

(8) 英語版で vertical、仏語版で

verticale。共に同じ義となる。

- (9) 英語版で *measures...on equal terms to those applied* 「に適用される当該の措置に同じ条件で」
 (10) 、仏語版で *measureures*
 (11) とあり、前者では検査措置の適用の諸条件を問題とし、後者では適用措置そのものの同等性を示し、内容が相異している。この件では「措置」(12) そのものを問題としていることから、仏語版の文意で訳出した。ただし、論議はこの条件の特定に焦点が据えられたようで(参照 180)、「結論案・乙」(13) において見られるようにそれは 3 つの側面から絞り上げられている。

- (14)) 英語版で *oversight*、仏語版で *surveillance* とあり、本来監視のニュアンスがある言葉である。しかし、*careful watch kept on sb suspected of doing wrong*(容疑者を細心に監視しつつける) という意義を有する「監視」(15) は、協同組合が要監視団体とされるものではないので、ここに該当する訳語たりえない。「監督」(16) という訳語もありうる。それは権力機関による「行為の合法性及び合目的性を保障する作用」という意義である。協同組合の自治とのコンテキストに配慮すると、権力作用としての「監督」の訳語を当てることも適切ではない。い。黎 *re attentive ce l'on fait(ce l'on fait(ce l'on fait(ce l'on fait(*

D.115, D.142, D.143, D.146, D, 147,D,

148,D, 149,D.150, D.156

177. カナダ政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、アメリカ合衆国政府側委員はこのポイントに関して 7 つの修正案を提出していると説明し、一括で論議したらどうかと提案。これらの修正案の提出を受けて引き続いて協議が行なわれ、かつ、一連の派生修正案を提案する紙片が非公式に流布される。これらの派生修正案はノルウェーを除外して同じ政府側委員の支持を受けた。ギリシャ及びアイルランド政府側委員からも支持を受けた。

178. 労働者側副議長、7 つの修正案は、労働者側委員より提出された類似の修正案及びアルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン政府側委員より提出された類似の修正案と一括して論議されることを提案。使用者側副議長、すべての修正案を一括して論じることが理にかなうと言う点に同意。

179. 労働者側副議長

労働者側から提出された修正案を提出しつつ、協同組合の自治、協同組合の価値、簡素かつ効率的な登記手続の必要性、適切な協同組合の構造及び検査 (1) 手続を反映する言及を追加する派生修正案の提案を行った。当該の修正案は、雇用やコミュニティの開発といった公益追求する(2) ことができる協同組合の示差的な性質を明白にする必要性を反映するものである。公益を促進する企業は公的なサポートを受けるに値する(3)。彼が一般討議の間に説明をし

ているように、こういうことは自治の原則とは抵触しない。加えて、平等処遇という論点は、ここの文脈では重要ではない。なぜならば、それは、平等のプレーヤーにのみ適用されうるからであると。

(1) 前掲(4)を参照のこと。

(2) 英語版で to pursue public goods, such as employment and community development、仏語版

employment and community

development、仏語版

development、仏語版で

re d'emploi et de développement

communautaires 「例えば、雇用及びコミュニティの開発に関して

公益のために活動する」とある。

(3) 英語版で enterprises which promoted public goods deserved

public support 「公益を促進する企業は公共のサポートを受けるに

値する」、仏語版で les

entreprises qui travaillent

pour le bien de la collectivité

qui soutiennent un soutien des

pouvoirs publics. qui

travaillent pour le bien de la

collectivité qui soutiennent un

soutien des pouvoirs publics.

とある。

180. 同

ILO 事務局の質問状への回答が示していることは、協同組合への政府サポートが広範に承認されていることである。提案されている結論は、政府の規制を考慮しているにすぎない。彼は陳述を終えるに当たり、修正提案はシンプルで、国家や、使用者

側、労働者側の組織、協同組合組織といったその他の組織により果たされる役割に関わって対照性を目指すものである、と述べた。当該の修正案は、協同組合に関する政府のアクションには2つあるということを用意している。第1は、協同組合の適切な民主的機能を保証する上で必要な規制と検査に関わる。第2は、国ごとに相違しうるが、協同組合への公的サポートに関わるものである、と。

181. アルゼンチン政府側委員、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペインの各政府側委員により提案された修正案を提出しつつ、相似的な見解が提案されているので、時間を節約するために、起案者たちはポイント9のテキストに関し見解を一致させるべきであると提案した。

182. 使用者側副議長 労働者側の修正案は錯雑としているし、その内容の大半はカナダ政府側委員により提出された修正案に含まれている。故に、非公式に流布された派生修正案としての修正案のテキストを支持すると。しかし、協同組合の構造について触れた項を削除する派生修正案を提案した。

183. 労働者側副議長

彼は、種々の修正案はかなりの程度オーバーラップしており、委員会の前に2つの見解が提示されていると。その1は、共通の理解に到達する上で種々の修正案の起案者間で長い論議を必要とするというもの。その2は、種々の修正案の支持者たちが見直しテキストに共に合意するというものである。事後の論議の間に一連の政府側委員及び使用者側委員たちはカナダ政府側委員より提出された修正案を支持するとし、

かつ、委員会は、各修正案の起案者たちの間で合意が図られるように暫し議事を停止することに同意した。

184. カナダ政府側委員、論議を再開するに当たり、労働者側副議長及びアルゼンチン政府側委員より提出された修正案の支持者たちとの間で合意を反映する一連の追加的派生修正案を提案した。労働者側副議長、提案されたばかりのこの修正案を支持。トリニダードトバゴ政府側委員、協同組合の価値への言及を省略した点について問いただす。フランス語圏、スペイン語圏の政府側委員から、いくつかの翻訳の難点が発言されが、解決を起草委員会に委ねる旨、同意された。

185. カナダ政府側委員により派生修正案として提出された修正案が採択。

186. ポイント 9 は、修正案が採択

【結論案・乙】

9. 協同組合に対する加盟国の役割は、協同組合の本性及び機能に合致し、かつ、ポイント 6 で掲げられた協同組合の価値及び原則に導かれる支援政策及び法的枠組を提供するものであるべく、その目的は以下である。

(a) 協同組合にできる限り迅速、簡素かつ実効的に登記を為さしめる(1)制度的枠組の整備

(b) 協同組合の本性及び機能にふさわしい、自治を尊重する、かつ、他の形態の企業及び社会団体に与えられているものと遜色のない有利な条件(2)で、協同組合検査のための行政的措置を採用することを規定すること

(c) 協同組合の組合員のニーズに対応した

協同組合構造を促進する政策及び法的枠組の整備

(d) 協同組合が果たすべき重要な役割を有し、又は他の者によったのでは提供されないサービスを提供する領域・分野(3)を含め協同組合開発の奨励

(1) 英語版にある with the purpose of 「という目的で」なる文言は仏語版にはない。

(2) 協同組合検査のための措置整備は、1)協同組合の本性及び機能にふさわしく、2)協同組合自治を尊重するものであり、3)他の形態に与えられている有利さと比べて遜色のないものであること、という3つの側面からその条件が設定されるべきであるということが重要である。

(3) 英語版で areas、仏語版で des domaines とあり、どちらも、地理的な領域及び分野の意を同時に有する。特定する形容詞がないので双方の意味を含むものと解釈する。

ポイント 10

【結論案・甲】「結論案・甲」ポイント 10 の内容は「結論案・乙」ポイント 17 と比較対照されるもの。

10. 使用者団体は以下を奨励されるべきこととする。

(a) 当該団体に加入を望む協同組合に会員資格を拡大し、かつ、以下の如き適切な支援サービスを提供すること。

(i) 協同組合及び、その他の企業形態との間での経験交流及び取引関係の整備

(ii) 協同組合向けの、かつ、生産性、

製品及びサービスの質並びに市場により供せられる機会の利用の改善を目的とするプログラムの整備、及び、

(iii) 協同組合に関わる労働市場及び社会的諸問題(*)の研究への参加

(b) その会員の被傭者が消費者協同組合、貯蓄協同組合、信用協同組合及び住宅協同組合を設立できるよう支援すること

(c) インフォーマル・セクタを含め協同組合促進のためのその他の活動の遂行

(*) 英語版で social and labour market issues 「社会的及び労働市場諸問題」となり、「社会的諸問題」及び「労働市場の諸問題」と読むには少々難がある。仏語版で du marmarrch とあり、この表現が問題ではないのでこれを採用する。

187. 議長は、議事再開の前に(before giving the floor to members of the Committee)、このポイントの最後の項並びにポイント 11 及び同 12 は提案されている行為リストの不十分性を示していると説明した。彼は、これらのポイントをめぐって提出されている修正案のいくつかがこの点を考慮してはいないのでとの危惧を表明し、かつ、修正案を提出している委員に再考する余地があるのではないかと促した。

D, 65, D.116

188 使用者側副議長、より簡潔なテキストに全文を差し換える修正案を提案。修正案の目的は、協同組合が使用者団体の会員となることができ、かつ、すべての会員が使用者団体のサービスを平等に利用すべき原則を明確にすることだ、と。

189 . 労働者側副議長

使用者側からちょうど今提出された修正案と類似している感じがするとしながらも、企業閉鎖が提案される場合において人員削減を回避する(*)のために使用者団体が協同組合を促進するありうべき役割についての言及を追加するものだ、と。彼は、予期される使用者側の懸念を考慮に入れて、“to the extent possible” 「可能な範囲で」、という文言を追加する派生修正案を提案。

(*) 英語版で to avoid retrenchment 「コストの削減を回避するために」、仏語版で d' とある。前者において使用された “retrenchment” は通例は make economies or reduce expences (節約する、費用を削減する), reduce the amount of money spent (支払い総額費用を削る) という意義であり、こごての文脈とはなじまない表現である。よって仏語版の表記法を採用する。

190. 使用者側副議長

労働者側より提出された修正案の意味の明確化を求め、かつ、当該の提案を残念なことであるとした。

労働者側副議長、当該修正案の意図は、企業閉鎖に対するありうべき選択肢として協同組合を促進することにある、と。例として、従業員による企業の買い戻し(*)を挙げた。しかし、ポイント 10 は使用者他団体を焦点とするので、使用者側の共感を得られないようであれば協同の精神で修正案を撤回する用意がある、と。

(*)英語版で company buyout「企業の買い取り」、仏語版で rachats d'entreprises par l' personnel「従業員による企業の買い戻し」とある。破産債権者ともなりうる従業員に企業の閉鎖に際して企業買い取りの優先性が与えられるとする社会政策的見地は正当であり、rachats「買い戻し」とすることの方が適切である。

191. 使用者側委員、労働者側副議長の説明を評価したが、労働者側の修正案は使用者団体の委任とは相容れないと。労働者側副議長、提案を正式に取り下げる。

192. 使用者側委員が提出した修正案が可決され、ポイント 10 が採択される。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 10 は、【結論案・甲】ポイント 13 と比較対照すべきもの)

10.

(1) 加盟国は、ポイント 6 で述べられた協同組合の価値及び原則に導かれる協同組合の促進を一国的及び国際的な経済的及び社会的発展の課題の一つとみなすべきである。

(2) 加盟国は、協同組合を他の形態の企業及び社会団体に与えられているものと遜色のない有利な条件で処遇することとする。支援措置は、必要なときに、雇用創出又は社会的に不利な立場にある人々若しくは地域(regions)を利する事業(activities)の開発といった一定の社会的及び公共政策的効果を満足させる(*)協同組合の事業を考慮して、これを導入することとする。かか

る措置は、何よりもまず、かつ、可能な限り、税制優遇、貸付、補助金、公共事業計画への参入及び特別調達規定を含むことができる。

(3) 加盟国は、協同組合運動のすべての水準で女性の参加を高めるために格別の注意をそそぐこととする。

(*)英語版で meet specific social and public outcome「一定の社会的及び公共政策的効果を満足させる」、仏語版で concernent certains objectifs des politiques sociales et publiques「社会的及び公共的政策のある種の課題に関連する」。仏語版は抑えた表現となっている。

ポイント 11

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 11 は【結論案・乙】ポイント 18 と比較対照すべきもの)

11. 労働者団体は以下を奨励されるべきこととする。

(a) その構成員が基本的消費財、貸付、住宅及び社会サービスの利用を促進する特定の目的で協同組合を設立することを助言し、

(b) マイクロ企業の競争力を改善し、かつ、社会サービスを組織化するために、インフォーマル・セクタにおいて協同組合の設立を促進し、

(c) 全国的及び地方的水準で、協同組合に影響を及ぼす経済的及び社会的諸問題(*)を取り扱う委員会及び作業グループに参加し、

(d) 例えば、私的及び公的セクタにおける企業転換の場合において雇用の創出又は維

持という見地から新規に協同組合を設立することに参加し、

(e) 生産性及び機会の均等の改善を目的とする協同組合向けプログラムに参加し、

(f) 協同組合促進のためのその他の活動を実施すること。

(*) 仏語版では de sujets d'ordres d'ordr とある。

D.88, D.89, D.91, D.92, D.119, D.120

193. 労働者側副議長

このポイントに関する一連の類似の修正案が労働側及び政府側委員より提出されていることを指摘し、他の修正案についてその大半の内容を考慮に入れてポイント11を再定式化するために、一連の修正案の提出に関わり、かつ、計画した政府側委員達と協議をしたと。

使用者側副議長、再定式化は良い着想であると同意。**アルゼンチン政府側委員**、種々の修正案を併合審議することに異論はないとしながらも、労働における健康及び安全という論点が見直しテキストに含められるよう表明した。

194. **労働者側副議長**、見直しテキストをアンサンプルで編集した派生修正案を提出。アルゼンチン政府側委員から提案された、労働における健康、安全にかかわる論点は、協同組合の促進のための政策枠組に関するこの先で論議することが適している、と。アルゼンチン政府側委員、同意と。

195. 使用者側副議長

ポイント11は、労働者側の項に落ち着くことを承認するが使用者側は第1項に関し提案された新しいテキストの明確化を求めたと記録することを要求する、と。協同

組合の組合員と協同組合の被庸者との区別がなされていないからである、と。後者は、当然のことながら、労働者団体に加入することができるが、協同組合の組合員がかかる団体に加入できるか否かは、当国の水準において関係する法的仕組に依存すると。

196. 労働者側副議長

使用者側が提案された派生修正案を原則的に受け入れている旨を評価し、協同組合の組合員と被庸者は多様な役割を有し得る、と説明。被庸者でしかない者がおり、その者は、当然、労働者団体に加入することができる。たとえば、消費者協同組合のケースで、被庸者ではない協同組合員がいる。かかる人々は労働者団体に加入する資格がない。それから、協同組合の被庸者でもある協同組合員がいる。かかる人々は労働者団体にしばしば加入しているし、労働者団体に加入する完全な権利が与えられてしかるべきである。彼が指摘するところでは、かかる複合的な(multiple)法的関係は協同組合に特異というわけではなく、見方によれば、投票により自身の管理者を選択する公務員にも、株主となっている当の会社から生産物を購入する株主にも適用される、と。この複合的な役割は、異なる法的義務と権利とを伴うものではあるが、一方が他方に優越するわけではない。それ故に、協同組合の被庸者でもある協同組合員が労働者団体に加入できるかどうかは、各々の労働者団体の規約(*)に基本的に依存する、と。

(*) 英語版で constitution、仏語版で statuts。「定款」、「規約」という類。

197. 使用者側委員

当該の労働者団体の規約はまことにとって重要な契機であるが、国内の立法も同様である。この論点に関する労働者側と使用者側との立場は非和協的なものではない。**労働者側副議長**、前のポイントにおいて国内立法の重要性について提起していないので、その重要性に関する論議に入るには及ばないと態度表明しつつ、使用者側の原則的な理解を評価。しかし、労働側は国内立法に言及するどのような限定も支持することはないと。提案されているテキストは明白なものである。**使用者側副議長**、派生修正案として提出されている修正案の採択を提案。

198. スリナム政府側委員、労働者側が“facilitate access to information technology by cooperatives”「協同組合による情報テクノロジーの利用を促進する」言及を追加することを提案。しかし、この提案は取り上げられず。**南アフリカ及びトリニダードトバゴ政府側委員**、労働者側から提出された新しいテキストを支持。

199. 労働者側から派生修正案として提出された別の修正案が、採択された。

200. ポイント 11 は修正案が採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 11 は【結論案・甲】ポイント 14 と比較対照すべきもの)

11.

(1) 加盟国の政策は、^{なかんずく}就中、

(a) ILO の中核的労働基準及び、労働における基本的原則及び権利に関する宣言を協同組合において全ての労働者のためにどのような差別も伴わずに促進し、かつ、協同

組合が労働法の遵守を回避する目的で設立され、又は回避を指向させられ、又は雇用関係の不在を偽装をする (1) ために役立てられないことがないよう保障し、

(b) 協同組合及びその労働における両性の平等を促進し、

(c) 組合員、労働者及び経営者の技術的及び職業的スキル、起業家的及び経営者の諸能力、事業的潜在力の知識、経済的及び社会的政策に関する総合的能力(2)を陶冶し、かつ、情報及びコミュニケーション・テクノロジーの利用を改善し、

(d) 協同組合の原則及び実務の教育、及び、国の教育及び訓練システムの適切な全ての水準並びに社会全体における(3)当該の内容を素材とする訓練を促進し、

(e) 就労の場における安全及び健康に関し、及び、協同組合の生産性の水準並びに協同組合が生産する財貨及びサービスの質を改善するための訓練その他の支援諸形態を定める措置の採用を促進し、

(f) 協同組合向け信用の利用(4)を容易にし、

(g) 市場への協同組合の参入を容易にし、

(h) 協同組合に関する情報の普及を促進し、

(i) 開発政策の策定及び実施の見地から協同組合に関する国内統計の整備に努めることとする。

(2) かかる政策により

(a) 地域的及び地方的水準に、必要なときには(5)協同組合に関する政策及び規制の策定及び実施を分権化し、

(b) 登記、会計検査、社会監査(6)、免許の取得といった分野で協同組合に関する法的義務を定義し、

(c) 協同組合における団体統治(7)に関わる最良の実践を促進することとする。

- (1) 英語版で to implement disguised employment relationship、仏語版 oyment relationship、仏語版 nship、仏語版で版で 聘 abilir des relations de travail(2) と直訳したのでは意味が不(3) 明となる。「雇用関係が恰も無いが如くに装い策する」の意である。また、この問題を提起したアルゼンチン政府側委員の発言(参照 120.)の趣旨は、経営者が労働コストの削減をはかるために労働法の適用される雇用関係の成立を回避するべく「労働者協同組合」という形態を意図的に選択する忌まわしい状況がある、ということであったことを想起すれば「偽装された雇用関係」(4) と訳したのでは、ニュアンスとして雇用関係がないにもかかわらず在るかのよう装うということとなり、結果としてそこで働く労働者に労働法の保護が及ぶことになる。これでは、この規定を置く意味がなくなる。働く者の権利保護がここでの主題であるからだ。こういった理由で、「2002年協同組合勧告分析ノート(2)」(5) 『協同の発見』第124号、p.42で紹介した「採択本文 パラグラフ8.(1)(b)中の「偽装的雇用関係を設定する」(6) という訳語を「雇用関係の不(7) 在を偽装する」(8)に改めることにする。
- (2) 英語版で general economic and social policy skill「総合的な経済的及び社会的政策スキル」、仏語版で les co coomp とある。skill「手腕」、「技能」というよりか、les co coomp という方が内容を把握しやすいはずである。
- (3) 英語版で in the wider society「より広い社会において」、仏語版で dans l'ensemble de la soble de la soとあり、前者では比較の形容詞の意味する広袤が漠として捉え難い。
- (4) 英語版で access to credit for cooperatives「協同組合向けの信用の利用」、仏語版で l'acooperatives au cr 鹹 it au cr 鹹 it au cr 鹹 it とある。双方共に「協同組合への与信」としても文意は変わらないが、とりあえず上の様に訳しておく。
- (5) 英語版で where appropriate「ふさわしいときは」、仏語版で s'il y a lieu「その必要があれば」。共に、適否の裁量の働く余地を示す言葉である。採取した訳語は、ここでは、好みの問題に止まる。
- (6) 英語版で financial and social audit「会計監査及び社会監査」、仏語版で le verification des comptes, les audits sociaux「会計報告の検査、社会的監査」

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 12 は【結論案・乙】ポイント 19 と比較対照するべきもの)

12. 協同組合諸組織、特に、連合会及び協会(1) は、以下のことを奨励されることとする。

- a. 協同組合の発展にとっての好意的な環境を創造する見地から使用者及び労働者の団体、関係する政府及び非政府の諸機関との積極的な連携を確立し、
- b. 実行可能であるときは、経営の助言、人材開発及び会計報告の外部監査(2) を含め、それ自身の技術的支援サービスの資金を調達し、かつ、管理し、
- c. 加入している協同組合に対し取引上及び金融上のサービスを供し、
- d. 国際的水準で一国の協同組合運動を代表し、かつ、
- e. インフォーマル・セクタにおけるものも含め協同組合の促進のためのその他の活動を遂行する。

(1) 英語版で unions and federations、仏語版で les unions et federations.

(2) 英語版で external audit 「外部監査」、仏語版では de verifications ext ernes des comptes ext ernes des comptes と特定されている。

D.94

201. 使用者側及び労働者側の副議長による支持を受けてメキシコ政府側委員、第 1 項中の “partnership” 「協力、共同、提携又は共同事業」なる文言を “relationship” 「親密な関係」で置き換える修正案を提案。“relationship” は、協同組合が当然にも自治的であるという事実

をよりうまく反映すると。

使用者側及び労働者側の副議長、当該修正案を支持、次いでそれが採択される。

D.81,

202. 使用者側副議長により支持されインド政府側委員により提出された修正案、委員会で取り上げられず。

D.125

203. **労働者側副議長**、協同組合は協同組合支援サービスに必ずしも十分に資金提供しているわけではないという事実を反映するために第 2 項を変更する修正案を提案。最初に提案されたテキスト(結論案のテキストの意)は協同組合に対する外からの支援、すなわち、既に委員会で論議された論点を予期していないものであると。修正案で提案されているテキストは、他の支援形態が排除されないということを保障しようとするものだ。**使用者側副議長**、当該修正案に同意。

204. 修正案が採択される。

D.62, D.66, D.67

205. 使用者側副議長、ポイント 12 の第 2、第 3、第 5 にそれぞれ関係する修正案を取り下げる。

D.95

206. **トリニダードトバゴ政府側委員**、**バハマ**、**バルバドス**、**トリニダードトバゴの各政府側委員**により提出された修正案を提案。第 3 項中の “furnish” 「供給する・備える」なる文言を “provide” 「提供する・供給する」で置き換えるというもの。**使用者側及び労働者側の副議長**、当該の修正案を支持し、その後採択され

る。

D.126

207. 労働者側副議長、労働者側は後ほどインフォーマル・セクタについてもっと完全に扱う意図を有するので第5項からインフォーマル・セクタへの言及を削除する修正案を提案。**使用者側副議長**、当該の修正案を支持し、その後採択される。

208. 労働者側副議長、上の採択の結果としてもはや意味をなさなくなった修正案を取り下げる。

209. 同様に、**フランス政府側委員**、カナダ、フランス、イタリア、アメリカ合衆国の各政府委員により提出された修正案を取り下げる。意味をなさなくなったからである。

D.109

210. カナダ政府側委員、カナダ、ニュージーランド、トルコ、英国により提出された修正案を提案。“facilitate networking among cooperatives”「協同組合相互の間で提携協力関係の構築を促進する」と読み替える(*)新しい項を追加するというもの。彼は、協同組合間の国際的な提携協力関係の構築はとても役立ち、かつ、協同組合は相互に多くのことを学び合えると説明をした。使用者側副議長はこの着想に異論を唱えず、事実支持したが、ポイント7で既に十分に保障されているのではないかと。

カナダ政府側委員、それで、修正案を取り下げる。

(*) 英語版で read、仏語版で se lisant comme 「の如く読まれる」。

D.128, D.129, D.130

211. 労働者側副議長、新しい項を提案する修正案を取り下げる。言及されるべき当該の論点はテキストの別の箇所で行われるのがよりふさわしいからであると。

D.131

212. 労働者側副議長、協同組合及び協同組合組織における訓練の重要性を反映し、かつ、ヒューマン・リソース開発を奨励する新しい項を付け加える修正案を提案。**使用者側委員**、使用者側はヒューマン・リソース開発に異議を唱えないし、そのため給与総額の投資(1)にも反対するものではないが、この論点は既にテキストの他の場所で触れられており、いずれにしても特別の数値を含め入れることはあまりに規制的である (2)と。

カナダ及びスリナム政府側委員、着想は支持するが、パーセンテージの水準を特定することはふさわしくはないのではないかと。

使用者側副議長、パーセンテージへの言及を削除する派生修正案を提案。これは労働者側副議長により受け入れられた。**コスタリカ政府側委員**、“employees”「被働者」の前に“all”なる文言を挿入することが有用なのかどうかと、いぶかしんだが、この提案はとりあげられず。

(1) 英語版で payroll investment 「給与総額の投資」と読むにはハイフンが必要であろう。仏語版では l'investissement de la masse salariale 「給与相当の投資」とある。

(2) 英語版で inclusion of specific figure was too prescriptive 「特別の数値を含め

入れることは、あまりに規制的である」、仏語版で la mention d'un chiffre dans l'al とある。

213. 派生修正案として提出された修正案が採択される。

D.105

214. 南アフリカ政府側委員により提出された新しい項を追加する修正案は支持されず、故に論議されず。

215. ポイント 12 は、修正案が採択される。

【結論案・乙】 参照、上掲 207

12. 加盟国は、しばしば周縁的で、生存を維持するだけの活動であるもの(時に、「インフォーマル・エコノミー」として言及される)をメインストリームの経済生活(*)に完全に統合された法律上で保護される労働に変換する上での協同組合の重要な役割を促進することとする。

(*)英語版で mainstream economic life 「メインストリームの経済生活」、仏語版では la vi とあるにすぎない。

(【結論案・甲】では、ここに「政策枠組」というタイトルが置かれている)

ポイント 13 [(2)は、【結論案・乙】ポイント 10(2)と比較対照されるべきもの]

【結論案・甲】【結論案・甲】ポイント 13 は【結論案・乙】ポイント 13 と比較対照すべきもの。

13. (1) 加盟者は、前にポイント 7 で掲げられた原則の根拠に基づく協同組合の促進を一国の経済的及び社会的発展の課題の一

つとこれをみなすこととする。

(2) 加盟者は、他の形態の企業及び社会的諸団体に与えられるものと遜色のない有利な条件で(1)協同組合を処遇することとする。ただし、協同組合に加入した (2) disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)の出身の組合員のニーズに対し格別の配慮がなされてもよい(3)。

(1) 英語版で on terms no less favourable than those accorded to 「に与えられたものと遜色のない有利な条件で」、仏語版では des conditions au moins au moins moindont b 駁駁 icient les autres formes d'entreprises ou... 「他の形態の企業又は・・・が享受しているものと少なくとも同等な条件で」とある。

(2) 英語版で organized in cooperatives、仏語版で organis 駁 en coop 駁 atives とあり、同じ義。「協同組合に組織された」と訳したのでは何のことが不明となる。

(3) 英語版で special consideration may be given 「格別の配慮がなされうる」、仏語版で une attention particulie 鑛 e pourrait 黎 re port 馥 「格別な配慮が注がれてもよい」。推量・不確実・可能性を言い添える助動詞がここでも使われている。

D.113

216. アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、アメリカ合衆国政府側委員より提出

された修正案を提案。第1行目にある“based”「に基づく」なる文言を“guided by”「に従う・に導かれる」に取り替えるとするもの。

使用者側副議長、当該修正案を支持すると。**労働者側副議長**、当該修正案に異論を唱えないが、協同組合原則が、常に、提案されているガイダンスにとって根拠となる旨を保障するための釈明を求めた(*)。アメリカ合衆国政府側委員は、当該の修正案の目的はテキストの措辞をリファインするに過ぎないと説明しつつ、その点を請合った。

(+)英語版でasked for clarification、仏語版ではa demation、仏語版ではa demaとある。

217. アルゼンチン政府側委員、双方の術語を使用する派生修正案を提案。論議中に一定数の政府側委員が最初の修正案に対する支持を表明したので、その後にアルゼンチン政府側委員は提案主旨を今一度明確にして修正案を取り下げた。

218. 使用者側及び労働者側の副議長は、アメリカ合衆国政府委員の提出した修正案を支持し、その後に採択される。

D.108

219. カナダ政府側委員、カナダ、トルコ、英国政府側委員により提出された修正案を提案。第1パラグラフ中の“national”なる文言の後に“and international”なる文言を挿入するというもの。**使用者側及び労働者側の副議長**、共に支持し、その後に採択される。

220. 使用者側副議長

第1パラグラフの末尾に“only as appropriate to national circumstances”「国内の状況に照らして適当とされる場合に限り」なる文言を追加する修正案を提案。提案の目的は、発展途上国、市場経済への移行国、工業国家それぞれに異なるニーズを反映させるためであると。**労働者側副議長**、当該修正案に同意を与えず。結論案は勧告の採択に向けたものであり、そこでは批准される条約に関して予定されるが如き国際的な法的義務というものはないからだ。加えて、当該の修正案は、たった今採択された修正案に抵触するように思われると。彼は、委員会をして、協同組合が全ての国で有用な役割を演じ、かつ、協同組合原則は世界的なものであると、このタイプの詳述は不要であると。

221. フランス、イタリア、フィリピン政府側委員、労働者側副議長に同意。**使用者側副議長**、それで修正案を取り下げる。

D.132

222. 労働者側副議長、第2パラグラフを、景気変動に晒されやすい(vulnerable)、周縁化され社会的に不利益を蒙っている人々のグループに向けられる」雇用促進、農村の開発及び活動への言及を内容とする新しいテキストで置き換える修正案を提案。彼は、当該の修正案は“...where appropriate”「適切である場合に」限って支援措置を奨励するものであると強調した。

223. 使用者側委員、ILO事務局のテキストに賛同すると。理解しやすいし、より簡潔であるからだ。労働者側委員により提

案された修正案は混乱を招きかねず、また、いずれにしても余すところのないものではないと。リストには農村の刷新、土地の再生利用といった他の課題も含めることができるのでは。彼は、委員会をして、前に採択された定義に従えば協同組合はあらゆるタイプの目的を持ち得ることを想起せしめた。

224. フランス政府側委員

原則的には修正案に異を唱えるものではないが、ILO 事務局により提案されたテキストの末尾に雇用及び農村の開発への言及を付け加える派生修正案を提案。労働者側副議長、使用者側委員の修正案には“such as”(といった)なる文言が含まれているし、挙証例はそれ故に余すところのないものではないと。彼は、使用者側委員により述べられた挙証例を追加することには反対しないと。協同組合は必ずしも公共政策的効果を有するものではない(*)ということに同意すると。それが、正確には、where appropriate「必要なときには」なる文言が彼の修正案に含まれた理由であると。ILO 事務局のテキストはあまりに制約が多いものではないかと。

(*)英語版で not all

cooperatives had public policy outcome「協同組合は必ずしも公共政策的効果を有するものではない」、仏語版で les cooperatives n'ont pas toutes des activités relevant de l'action publique n'ont pas toutes des activités relevant de l'action publique とある。前者の表現は寸足らずで、「協同

組合の活動は必ずしも・・・」と読むべきものである。

225. アルゼンチン政府側委員、当該の修正案は幾分か矛盾していると思うと。特殊などんな挙証例も含めないことに賛成すると。使用者側副議長、当該の事案は既にポイント 8 で扱われているとみなすと。イスラエル政府側委員、“should”なる文言を“could”に置き換え、また、挙証例を削除する派生修正案を提案。ブルキナファソ政府側委員は先の 3 人の発言者に同意と。挙証例は、いずれにしても、公共政策でカバーされるからだ。スリランカ政府側委員、当該の事案が既にポイント 8 で扱われているという点に同意と。それ故に ILO 事務局のテキストに賛同すると。スペイン政府側委員、“such as employment promotion or the development of activities benefiting disadvantaged groups or region”「雇用促進又は社会的に不利な立場にある人々若しくは地域のためになる活動の開発」という文言が引き続き修正案の最初の部分を保存する派生修正案を提案。労働者側副議長、この派生修正案を支持し、他方で使用者側副議長は不賛成とはしなかった。

226. スペイン政府側委員により派生修正案として提出された修正案が採択される。

D.133

227. 労働者側副議長、“tax benefits, soft loans, grants, access to public works' programmes and special procurement provisions,”「税制優遇、低利の借入、補助金、公共事業計画への参入及び特別調達規定」に言及する第 3 項を付け加える修正案を提案。彼は、直ちに、

“soft”「低利の」(*)なる文言を削除し、“should”なる文言を“would”で置き換える修正案を派生提案した。当該の修正目的は、加盟国により採用されうる可能な措置であることを説明するためである。

(*) 英語版でsoft、仏語版で仏語版で faible i

228. 使用者側委員、「手元にはリストがある。漏れているものは何もない」とギルバートとサリバンを言い換えた。彼の印象では、より先で拳証拠リストを伴わない合意が為されたはずなのに、ということだ。それ故に彼は当該の修正案に反対をした。**労働者側副議長**、拳証拠のリストは使用者側委員に支持された結論案のより先の部分において既に含まれており、それは加盟国にとって役立つと応酬した。

229. 討議が続き、コスタリカ、コンゴ、キプロス、イタリアの各政府側委員は、当該の修正案の支持を表明した。**フランス、ノルウェー、アメリカ合衆国の各政府側委員**は、当該の修正案は不必要であり、かつ、政策環境が変化するならば当該のテキストは筋違いのものとなるのではないかと。**メキシコ政府側委員**、“as far as possible”「可能な限り」なる文言により言及を限定する派生修正案を提案。**労働者側副議長**、“among others, and in so far as possible”「就中、かつ、可能な限りでは」と読み替えるために当該の派生修正案の変更を提案。

230. 使用者側副議長、討論終結の動議を提出。反対なし。**カメルーン政府側委員**、当該動議の提出に先立って会衆に対して発言を求め、派生提案された修正案に対

する支持を表明するも、それがポイント14において考慮に入れられるとの提案をするつもりであったと指摘。

231. 使用者側委員、混乱を残念に思うと。彼が思い浮かべたことは、ILO事務局により提案されたテキストを残さなかったということに起因するのだと。彼は、委員会をして、結論案は協同組合の促進に関わるものであることに留意するよう声を荒げた。協同組合の促進に直接に関係することがないあまりに多くの言及が掲げられるならば、各国政府が仲たがいさせられ得るリスクが生起すると。彼は、それ故に修正案に反対であると。

232. 労働者側副議長

表決がなされることを遺憾とすると。彼は、委員会をして、前文並びにポイント7及び8は「リスト」形態の好個の例を掲げていると。これらの拳証拠は有用であって、過度に規範的(*)であるということはないと。それらは、やはり、国が異なれば事情が異なるということを考慮に入れていると。中小企業における仕事起こし勧告(第189号、1998年)は一連のリストを含んでいるし、その一つは23拳証拠を掲げていると。今話題となっている修正案はほんのわずかな拳証拠を掲げているにすぎず、結論案に実用性をプラスするものである。更に、当該テキストは柔軟であり、委員会をして、発展させられる本文は勧告であることを想起せしめた。

(*) 英語版でprescriptive、仏語版でnormatifs。共に同じ義。

233. 拳手による表決が行なわれ、派生提案された修正案が6,608票の賛成、56票の

反対で採択された。

234. 新しいパラグラフを導入するとするカナダ及び英国の政府側委員により提出された修正案は、取り下げられた。

D.97

235. もともとインド政府側委員により提出されたものであるが、協同組合における女性の参加への言及を掲げる項を導入する修正案がコスタリカ政府側委員による支持を受けてスウェーデン政府側委員より提案される。スウェーデン政府側委員は、当該の言及は反差別に関する先の言及においてすでに含意されていると指摘。この事案は重要な論点であり、特に途上国においてそうであると。それ故に、このポイントにおいて強調されるに値すると。

236. 使用者側及び労働者側の副議長、双方ともに当該修正案を支持し、その後採択される。

237. ポイント 13 は、修正案が採択される。

(【結論案・乙】では、この箇所に「協同組合促進のための政策の実施」というタイトル置かれている)

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 13. は【結論案・甲】ポイント 15 と比較対照すべきもの)

13. (1) 加盟国は、ポイント 6 で掲げられた協同組合の価値及び原則に導かれて協同組合に関する一定の法律を採択することとし、かつ、必要があるときはかかる法律を改正することとする。

(2) 加盟国は、協同組合に関する法律の

策定及び改正において関係する使用者及び労働者の団体は当然のこととして協同組合組織と協議することとする。

ポイント 14

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 14 は、【結論案・乙】ポイント 11 と比較対照されるもの)

14. (1) 加盟者の政策は、^{なかんずく}就中、
(a) 協同組合向け信用の利用を容易にし、
(b) 協同組合の原則及び実務の教育を促進し、
(c) 組合員及び経営者の技術的及び経営者の諸能力を開発し、
(d) 協同組合に関する情報を普及し、
(e) 協同組合の生産性の水準並びに協同組合が生産する財貨及びサービスの質を改善し、
(f) 市場への協同組合の参入を容易にし、
(g) 開発政策の策定及び実施の見地から協同組合に関する国内統計の整備に努めることとする。

(2) かかる政策により

(a) 地域的及び地方的水準に、可能なときには、協同組合に関する政策及び規制の策定及び実施を分権化し、
(b) 国内法で他の形態の企業に要求するものよりも多い義務を命じることなく(1)、登記、監査、社会監査、免許の取得及び事業報告書の作製といった(2)分野で協同組合に関する法的義務を限定することとする。

(1) 英語版で to the same extent as is required by national law of any other form of enterprise 「国内法が、何であれ他の形態の企業に

要求するものと同じ範囲で」、仏語版で *sans exiger d'elles davantage que ce que la legislation nationale requiert des autre formes d'entreprises* 「国内法が他の形態の企業に要求するものよりも多い義務を命じることなく」(2) 英語版で *such as*、仏語版で *tels que* とあり、共に同じ義。かかる語法の問題点は、既に 140. における注(2)及びポイント9における注(1)で指摘してある。

D.69

238. 使用者側委員、第1項に関する修正案を取り下げる。

D.99, D.100

239. トリニダードトバゴ政府側委員、バハマ、バルバドス、トリニダードトバゴの各政府側委員により提出された2つの修正案を提案。教育及び訓練に関してより明確な言及を掲げるとするもの。協同組合の教育及び訓練は相互補完的なもので、すべての水準で導入される必要があるので、より総合的に(*)この問題と取り組むことが重要ではないかと。

(*)英語版で *in a more holistic way* 「より全体論的に」と哲学用語が使用されているのに対し、仏語版で *de* 。

240. 使用者側委員

修正案の最初の部分(*)を支持するも、初等水準での協同組合教育はあまり実践的ではないと考えるので、“*at all levels*”

「すべての水準」なる文言は適切ではないと。**労働者側副議長**、論議中の修正案(複数)は簡潔かつ要を得ているので労働側の支持を受けているとし、類似の修正案を取り下げる。彼は、教育制度のすべての水準に協同組合教育を含めることに賛成であると。**ガーナ及びスリランカの各政府側委員**は双方の修正案を支持し、若い学生に協同組合の価値及び原則を親しませることは可能であると。**コスタリカ政府側委員**、同国ではすべての水準での協同組合の教育及び訓練が国内法で規定されていると述べて、同様に双方の修正案を支持。

(*) 英語版で *the first amendment* 「第一番目の修正」、仏語版で *le premier amendment* 「修正案の最初の箇所・部分」とあり、前者では言葉を補わなければならない。後者をここでは採る。論者は、「相互補完的なもの」という件には反対していないので

241. フランス政府側委員

“*at all levels*” 「すべての水準」なる文言は瑣末な問題であり、故に、これらの文言を“*at appropriate levels*” 「適切な水準で」なる文言と置き換える派生修正案を提案。この派生修正案は使用者側副議長、トリニダードトバゴ及び英国の各政府側委員により支持される。**スペイン政府側委員**、協同組合の価値及び原則は国の教育制度の外でも促進されるべきであるという事実を反映する追加的な派生修正案を提出。当該の派生修正案は、労働者側副議長並びにメキシコ及びスウェーデンの各政府側委員により指示された。

242. 使用者側委員、結論案は協同組合の価値及び原則の促進を教育制度に限定してはいないと指摘。労働者側副議長は、次いで、新しい派生修正案を提案し、それは使用者側副議長に受け入れられた。2つの修正案がその後採択され、最初のもは先に提出されたもので、第二のものは労働者側副議長の提案になる派生修正案である。

D.135

243. 労働者側副議長

第一パラグラフの第3項を新しいテキストで置き換える修正案を提案。彼は、直ちに、“responsible”「責任のある」を削除し、“member-workers”「従事組合員」を“workers”「労働者」に置き換える旨の派生修正案を提出。提案されたテキストはポイント5と対応するのである。それは、協同組合の組合員ではない労働者が協同組合におけるヒューマン・リソース開発活動から排除されてはならないということを明確にするものである。更に、スリナム政府側委員により先の論議中に申し分なく説明されている情報及びコミュニケーション・テクノロジーの重要性を反映するものでもある。使用者側委員は、使用者側としては当該修正案の動機を受け入れ、それ故に反対ではないと表明。

244. 修正案は、派生修正案が採択される。

D.101

245. インド政府側委員により提出された修正案は同人が欠席し、かつ、当該修正案がいずれの委員に対しても支持されなかったため、論議されえず。

D.136

246. 労働者側副議長

労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言及び中核的労働基準の協同組合内での適用への言及を内容とする新しい項を導入する修正案を提案。彼は、直ちに、“and ensure that cooperatives are not set up for, or directed at non-compliance with labour laws or used to implement disguised employment relationships”「そして、協同組合が労働法の遵守を回避する目的で設立され、又は回避を指向させられ、又は雇用関係の不在を偽装するために役立てられることがないよう保障し」との文言を付け加える派生修正案を提案した。

彼は、これは一般討議中に合意されており、また、国際労働基準、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言が協同組合にも適用されうるとする前文が採択されているので、このポイントにおいて適切な言及を含めることは重要であると説明した。協同組合が既存の労働立法を迂回するために利用されないよう保障する助けとなるテキストを含めることも重要であると。彼は、何人かの政府側委員がこの種の言及を結論案の最初から最後まで含める必要はないとする指摘を考慮に入れ、それ故に類似の修正案を先のポイントでは撤回した。しかし、かかる言及を含める上でここは適切な箇所ではないかと。

247. 使用者側委員

パラグラフの冒頭に置かれる“Members”なる文言は“Governments”「政府」を指すものかとどうか明確にするようにと。彼は、委員会をして、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言は政府に適用されるのであって、個々に把握される企

業、労働団体又は協同組合に適用されるものでもなければ個人に適用されるものでもない(*)ということを想起せしめた。このことは当該修正案の措辞において反映されるべきである。これが為されるとして使用者側委員は当該修正案を受け入れると。労働者側副議長は、“Members”「加入者」なる文言は“member States”「加盟国」を指すと確認した。

(*)英語版で not to individual enterprises, workers' organizations, cooperatives or individuals 「個々の企業、労働者の団体、協同組合に適用されず、個人にも適用されるものではない」仏語版で mais pas aux entreprises, aux organisations de travailleurs ou aux coopératives prises en compte, ni aux particuliers prises en compte, ni aux particuliers prises en compte, ni aux particuliers.

248. 修正案は、派生修正案が採択された。

249. 労働者側副議長、いかなる混乱も避けるために、結論案で“Members”の代わりに“member States”「加盟国」なる文言を使用すべきかどうか起草委員会が決定するよう提案した。

D.114

250. アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、フランス、アメリカ合衆国の各政府委員により提出された修正案を提案。(1)

(e)項の冒頭に“promote training and other forms of assistance to”「への訓練その他の支援形態を促進する」なる文言を追加するというもの。当該の修正案の目的はテキストを明確にすることにあると。使用者側副議長、修正案を支持すると。労働者側副議長、同じく支持。そして、委員会をして、ポイント11の論議中にアルゼンチン政府側委員が労働における安全及び健康への言及を含める提案をしている旨を想起せしめた。当該の言及を後で掲げることが同意されていたと。それをこのポイントにおいて掲げることが適しているとして、そのとおりに派生修正案を提案した。“to promote”「促進する」なる文言の繰り返しの使用という使用者側副議長の観察を受けて労働者側副議長、懸念を回避するために派生修正案を提案。

251. 修正案は、かかる修正案として採択された。

D.137

252. 労働者側副議長、両性の平等に関する新しい項を付け加える修正案を提案。彼は、直ちに、“membership”(*)の後に“and leadership”なる文言を、“resources”の後に“to”なる文言を付け加える派生修正案を提案。彼は、当該修正案のエッセンスは、これまで十分に強調されてはこなかった両性の平等を強調することにあるので、さらなる派生修正案を歓迎すると。

(*) 仏語版では d'a0d'a とある。“membership”は「組合員の資格」と解すべきである。

253. 使用者側副議長

両性の平等への言及は前で掲げられているので当該の修正案は不要であると。ノルウェー政府側委員、先の言及では十分に明白であるとは言いがたいので修正案に同意すると。アルゼンチン、サウジアラビア、アメリカ合衆国の各政府側委員、このポイントで当該の言及の要なしとする使用者側副議長に同意と。労働者側副議長、ポイント 13 における言及はほんの部分的に当該の主題をカバーしたにすぎないと指摘。受け入れる助けとなるのであれば修正案を本質的に派生修正する用意があると。引き続き討議及び一連の派生修正案が提出された後、以下の合意に落ち着く。

“encourage gender equality in cooperatives and in the work of cooperatives” 「協同組合及び協同組合の労働における両性の平等を奨励する」と。

254. 修正案は、派生修正案が採択された。

255. マダガスカル政府側委員、アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、ニュージーランド、英国の各政府側委員により別々に提出された 3 つの修正案は、取り下げられる。

D.111

256. カナダ政府側委員により支持されアメリカ合衆国政府側委員、(2)(a) 項にある “where possible” 「可能なときに」なる文言を “where appropriate” 「必要なときには」で置き換える修正案を提案。彼女は、ローカルな水準の管轄相互の間での規範と規制(*)の不整合が問題を引き起こしかねないが故にこのことは重要であると説明。使用者側及び労働者側の副議長、共に支持。彼女は、当該の修正案は日本、

ニュージーランド、英国の各政府側委員も支持していると指摘。

(*) 英語版で rules and regulations、仏語版 V lations、仏語版ば N 語版 r

257. 修正案が採択される。

D.138

258. 労働者側副議長

(2)(b)の項を新しいテキストで置き換える修正案を提案。彼は、提案されているテキストは協同組合の特有な性格を承認するものだと言明。協同組合は必ずしも他のタイプの経済組織と同様な方法で処遇されるべき必要はないという先で為された合意に基づくものだ。しかし、当該の条項は実務的かつ検査の論点を扱うにすぎないと指摘した。

259. コスタリカ、キプロス、ニュージーランド、サウジアラビア、スワジランドの各政府側委員、修正案を支持。ベルギー及びメキシコの各政府側委員、原則的に修正案を支持するが、よりいっそうの明確化を求める。労働者側副議長、協同組合が過度に重苦しい規範及び法制度により負担に苦しむことがないように保障するために協同組合の法的義務を定義する必要があると説明した。彼はまた、当該の修正案はポイント 13 の第 2 パラグラフで採択されたテキストに対応するとも指摘した。スウェーデン政府側委員は修正案を支持した。

260. フランス政府側委員、派生修正案を提案するも採用されず。使用者側委員、“define” 「定義づける」なる文言が “explain” 「説明をする」を意味するなら

ば、使用者側委員は当該の修正案を支持すると。

261. 修正案が採択される。

262. フランス政府側委員により提出された修正案が取り下げられる。

D.104

263. ケニア政府側委員、^{コーポレートガバナンス}団体統治に関する項を付け加える修正案を提案。彼女は、コーポレートガバナンスの論点は協同組合の理事が不適切にもしばしば経営陣に口出しをする(*)途上国では特に重要であると指摘。労働者側副議長、当該の項を以下の文言で置き換える派生修正案を提案。“promote best practice on corporate governance in cooperatives” 「協同組合の法人統治における^{ベスト}^{プラクティス}最良の実践を促進する」という文言で。

使用者側副議長、修正案がテキストを実際に改善したことになるのかと、いぶかしんだ。ニュージーランド政府側委員、修正案を支持。

(*)英語版で board members of cooperatives often interfered in their management, which was not appropriate 「理事が不適切にもしばしば経営陣に口出しをする」、仏語版には which was not appropriate に対応する件はなく、les membres du conseil d'administration des cooperatives s'ingérent souvent dans leur gestion s'ingérent souvent dans leur gestion 当に干渉する」とある。

264. カメルーン政府側委員からの質問を受けて、労働者側副議長、「コーポレートガバナンス」なる術語は経済的又は社会的団体の運営において透明性、実効性及び統一性を保障するために配備されるシステムを指すものであると。彼は、会社の取締役会の選任、年次報告書を公表する要件や労働団体における投票及び組合費の規則といった例を挙げた。カメルーン政府側委員、かかる事項は協同組合立法により包括されうると。ケニア及びレソトの各政府側委員は、派生修正案としての修正案を支持と。

265. アルゼンチン、フランス、ナイジェリア、スペインの各政府側委員、原則的に着想を支持するが、「コーポレート・ガバナンス」なる術語は万人に必ずしもはっきりと理解されるわけではなく、特殊には同等の術語がフランス語及びスペイン語にはまるでない。使用者側委員、当該の術語は実業界では広く使われ、株主、経営陣及び労働者を含むものであると。彼は、今後はビジネス社会の外でもますます使われるようになると確信をしていると。彼は、それ故に、派生修正案としての修正案を支持すると。労働者側副議長、修正案が採択されるべきであること、および、相当するフランス語及びスペイン語のバージョンは起草委員会に委ねるべきであると提案。

266. 修正案は、派生修正案が採択された。

267. ポイント14は、修正案が採択。【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント14は【結論案・甲】ポイント16と比較対照

すべきもの)

14. (1) 協同組合は、その事業上の生育能力及び、雇用及び所得を創出する能力を強化するために支援サービスを利用できることとする。

(2) これらのサービスは、可能なときは、以下を含むこととする。

- (a) 人材開発プログラム
- (b) 研究及び経営の助言サービス
- (c) 融資及び投資の利用
- (d) 経理及び監査のサービス
- (e) 経営情報サービス
- (f) 情報及び広報サービス
- (g) 科学技術及び技術革新に関する助言サービス
- (h) 法務及び税務サービス、及び、
- (i) 一定の経済セクタで事業活動を行なう協同組合を支援するその他のサービス

(3) 加盟国は、これらの支援サービスの制度化(*)の促進に助力することとする。協同組合及び協同組合の諸組織は、これらのサービスの組織化と管理に参加することを奨励されることとし、及び、実行可能かつ必要なときは、これらのサービスの資金提供を行なうこととする。

(*) 英語版で the establishment 「制度化」、仏語版で la mise en place 「実行」。

D. 140

268. 労働者側副議長

ポイント 14 の後に競争政策に関する新しいポイントを含める修正案を提案。彼は、独占禁止法の適用除外は最近では、特に EU 及び合衆国で拡大してきているように見受けられると。当該の修正案の目的は、独占禁止法が協同組合に対して不公正に、又は不必要に適用される場合において

協同組合を保護することができる国際的本文を参照させることにあると。かかる修正案なしには競争政策が協同組合の適法な役割を掘り崩す可能性が生じると。彼は、ことによると反競争的行動という理由で告訴されうる農場経営者たちのマーケティングと流通のための協同組合の例を挙げた。

269. 使用者側副議長

農業経営者の協同組合が他の企業と別個に扱われるべし、ということは納得できない、と。当該の修正案は level playing field (平等の競争条件 競技場は平であってしかるべし) を脅かすからだ。EU では競争政策は大変に厳格。EU 諸国の政府側委員の見解を聞きたい、と。

270. かなりの討議が保障され、その間にアルゼンチン、ベルギー、ギリシャ、英国の各政府側委員、通常の競争政策は、商業を営む協同組合に適用されて当然であるとして修正案に反対。アルゼンチン政府側委員は、反対理由を説明するために、小規模の協同組合を圧殺する巨大な協同組合という仮説的な例を挙げた(*)。

(*) 文脈から見て、ここで発言者が自ら「仮説的」例であると断るとは思われない。先の箇所においてもそうであるが、発言者に対する意図的なコメントが挿入されていることに注意するべきである。

271. コスタリカ、マラウイ、メキシコ、スペインの各政府側委員、原則的に修正案に支持するも、別の措辞ではより不適切になるのかと、いぶかしんだ。

272. 労働者側副議長、討議中に表明さ

れた見解を考慮に入れて修正案を撤回。しかし、委員会は、私的企業向けの法律と政策の操作により正当な協同組合の実践が制約されることを回避するための法律の調整を考慮する必要があると指摘した。

D.139

273. 労働者側副議長

インフォーマルな経済活動に言及する新しいポイントを追加する修正案を提案。彼は、直ちに、“members should promote the important role of cooperative in transforming what are often marginal, survival activities (sometimes referred to as the informal sector) into legally protected work, fully integrated into mainstream economic life” 「加盟国は、しばしば周縁的で、生き残りのための活動（時として、インフォーマル・セクタとして言及される）なるものを法律で保護される労働に変換し、メインストリームの経済活動に完全に統合する上で協同組合が果たす役割を促進すべきである」と読み替える派生修正案を提案。彼は、国が異なれば informal economic activities (インフォーマルな経済活動) を言い表す術語が異なると説明。このことは既に結論案に対する一連の修正案において反映されている。ILO が informal sector に関し何を為すべきかとかかわり、ILC 第 88 回会議(2000 年)において展開されたヒューマン・リソース開発をめぐる論議中に到達した合意をもたらす上で協同組合は重要な役割を果たしている。派生修正案を提案する今ひとつの理由として、彼は、informal sector なる術語が illegal (不法な) に同義とされる国もあるということで、術語論議を回避するために、提案者は、オリジナル・テキストを再

修正したのだと。

274. ブルキナファソ、フランス、マリ、ニュージーランド、スペイン、スウェーデン、アメリカ合衆国の各政府委員、こぞって、派生修正案たる修正案を支持。使用者側副議長、“legally protected” 「法律で保護が与えられる」なる術語によって何が意味されるのかと、いぶかしんだ。労働者側副議長が、当該の措辞は国内法規(*)により保護される労働を指すと説明し、使用者側副議長当該の修正案を受け入れる旨、表明。

(*)英語版で national laws and regulations、仏語版で loi etulations、仏語版で loi et 0loi et ett r

275. 修正案が新しいポイントの如く採択された。

(【結論案・甲】では、この箇所に「協同組合促進のための政策の履行」というタイトルが掲げられている)

ポイント15

【結論案・甲】

15. (1) 加入者は、協同組合に関する一定の法律を採択することとし、かつ、定期的にかかる法律を改正することとする。
- (2) かかる法律は、ポイント7で掲げられた協同組合原則を明確に承認することとする。
- (3) 加入者は、協同組合に関する法律の策定及び改正において関係する使用者及び労働者の団体は当然のこととして協同組合組織と協議することとする。

D.70, D.71

276. 使用者側副議長、第 1 パラグラフ及び第 2 パラグラフの合併を目的とする 2 つの修正案を提案。
彼は、直ちに、当該テキストを先のポイントで使用された措辞と同調させるために“taking into account”「を考慮に入れて」なる文言を“guided by”「に従う・に導かれる」によって置き換えるべく第 1 の修正案を派生修正した。**労働者側副代表、**提案された合併及び“guided by”なる文言の使用に同意。彼は、協同組合の価値の観念を導入する修正案を提案。彼はまた、“may”なる文言の代わりに“should”が使用されるべきこと、また、“when necessary”(*)「必要なときは」を“when appropriate”「必要があるときは」に置き換えるべきことを提案した。使用者側副議長、これらの派生修正案に同意。

(*)仏語版では、lorsque cela s'e cela s'a s'」とある。

277. 修正案は、派生修正案が採択された。

D.176

278. アルゼンチン政府側委員、アルゼンチン、コスタリカの各政府側委員により提出された修正案を提案。協同組合の被庸者でもある協同組合員の特異な地位に関する新しい段落を掲げるといふもの。

使用者側副議長、この論点は先のパラグラフでカバーされているので不要と。
労働者側副議長、

当該の論点は多くの国で関心を持たれているので、共感する、と。ただし、それは非常に複雑な論点であり、曖昧さのない文章を起草することは、とても大変だと。彼は、それ故に、当該の修正案が取り下げら

れることを望むと。

コスタリカ政府側委員、配慮を謝す。彼は、それはサービスを提供する協同組合のケースで、殊のほか重要であると、より詳しく論点の複雑さを説明した。この説明に続いて当該修正案を取り下げる。

D.165, D.72

279. アメリカ合衆国政府側委員により支持され日本政府側委員、第 3 パラグラフを修正する修正案を提案。彼は、直ちに、“when appropriate”なる文言を付け加える派生修正案を提案。提案された新しい措辞はテキストをより実効的にすると。使用者側副議長、当該の措辞を改善する修正案を提案。一定の論議の後に、日本政府側委員、修正案を取り下げる。

280. 修正案は、使用者側委員により提出された修正案が採択された。

281. ポイント 15 は、当該修正案が採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 15 は【結論案・甲】ポイント 17 と比較対照すべきもの)

15. 加盟国は、協同組合による投資のための融資及び信用の利用を促進する措置を採用することとする。一定の措置により、
(a) 信用その他の金融上の便宜が提供されることを可能にし、
(b) 行政手続を簡素化し、協同組合資産の水準の低さを治癒し、かつ信用取引費用(*)を縮小し
(c) 貯蓄、信用、銀行及び保険の協同組合を含め協同組合向け融資を行う自治的制度を促進し、
(d) 社会的に不利な立場にある人々のための特別規定をふくむこととする。

ポイント16

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント16は【結論案・乙】ポイント14と比較対照すべきもの)

(1) 協同組合は、その事業上の生育能力及び、雇用及び所得を創出する能力を強化するために支援サービスを利用できることとする。

(2) これらのサービスは、以下を含むこととする。

(a) **協同組合の組合員、経営者及び被傭者の起業家的諸能力を向上させるための訓練プログラム**

(b) 研究及び経営の助言サービス

(c) 融資及び投資の利用

(d) 経理及び監査のサービス

(e) 経営情報サービス

(f) 情報及び広報サービス

(g) 科学技術及び技術革新に関する助言サービス

(h) 法務及び税務サービス、及び、

(i) 一定の経済セクタで事業活動を行なう協同組合を支援するその他のサービス

(3) これらの支援サービスは、実行可能かつ必要なときは、協同組合及び協同組合諸組織により資金提供されることとする。

D.73

282. 使用者側副議長、“...access...on equal terms”「平等の条件で・・・アクセス/利用する」なる観念を再び導入するために第1パラグラフのテキストを取り替える修正案を提案。協同組合にすれば不正な取引により告訴されうる状況を回避することが重要であると。彼は、経済的アクターのすべてにとって level playing field(市

場における平等な競争条件)なるルールの適用除外は格別に特殊な事情においてしか許されてはならないと考えると。この点は、取引活動に言及するこのパラグラフにおいて格別に重要であると。今後において協同組合が重要な経済的プレイヤーと成りうる事実も考慮に入れられるべきなのだ。

283. 労働者側副議長、結論案の措辞に若干の疑念を持っているが、それでもやはり当該修正案のテキストよりも結論案のそれを望むと。ある一部の協同組合は特別の支援を受けるに値すると指摘した。英国政府側委員は、“equal”「平等の」なる文言を“similar”「類似する」で置き換えるほうが役立つのではないのかと示唆しつつ、当該の修正案を支持。フィンランド政府側委員も同様。ブルキナファソ、キプロス、フランス、イタリア、トルコの各政府側委員は、当該修正案に反対。アメリカ合衆国政府側委員は、“equal”なる文言を“similar”で置き換えることで当該修正案を派生修正する着想を支持。使用者側委員は、“comparable”「匹敵する」なる文言を望むと。

284. スウェーデン政府側委員、当該修正案が市場経済において事業を行う協同組合を指すのであれば、修正案を支持すると。**ケニア、サウジアラビア、スペインの各政府側委員**、ともどもILO事務局のテキストを望むと。**労働者側副議長**も、当該の修正案が続いて派生提案されるようであれば論議が長々と続く恐れがあるので、結論案のオリジナルのテキスト(「勧告案・甲」)を望むと。**カナダ政府側委員**、国が異なれば協同組合の扱いも異なることを認める。カナダ政府は国内の協同組合運

動と協議をし、協同組合は平等の条件で処遇されるべきであることが合意された。彼は、委員会をして、ICA も平等のアクセスを支持している旨、想起させた。それ故に修正案を支持することはできないのだと。トリニダードトバゴ政府側委員、協同組合は空白を埋めるものと考えたと。結論案でこれがより完全に反映されることを望んだが、(そうではない)ILO 事務局のテキスト(「勧告案・甲」)を受け入れると。

285. 使用者側副議長、当該修正案を取り下げる。

D.75

286. 使用者側副議長、(2)(a)項において、“training programmes”「訓練プログラム」なる文言を“human resource development programmes including those”「訓練プログラムを含むヒューマン・リソース開発」によって置き換える修正案を提案。労働者側副議長、技術的及び職業的スキルへの言及を付け加える派生修正案を提出しつつ、当該の修正案を支持すると。使用者側副議長、派生修正案を受け入れると。

287. 修正案は、派生修正案が採択された。

D.74

288. 使用者側委員、第2パラグラフの冒頭に“where possible”「可能なときに」なる文言を挿入する修正案を提案。その目的は、列挙されたサービスの全てが必ずしも有用であり、又は必要とされるわけではないので、状況の現実を反映するためと。労働者側副議長、パラグラフ1、2及び3は一括して読まれるべきであるとして、当該の措辞を改める派生修正案を提案。これ

は使用者側副議長に受け入れられる。

289. 修正案は、派生修正案が採択された。

290. (2)(a)項に関する他の修正案は、労働者側副議長により取り下げられる。

D.76

291. 使用者側副議長、(2)(a)項の“external”「外部的な」なる文言を削除する修正案を提案。余計であるからだ。労働者側副議長、同意し、当該の修正案は採択。

D.162

292. アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国及びアメリカ合衆国の各政府側委員により提出された修正案を提案。(2)(i)項を僅かに変更するもの。彼女は、当該の変更はテキストを強化するものであると。使用者側及び労働者側の副議長、当該の修正案を支持し、その後採択される。

D.175

293. コスタリカ政府側委員、コスタリカ、アルゼンチンの各政府側委員により提出された修正案を提案。パラグラフ(3)のテキストを取り替える(*)というもの。当該の修正案は、ILO 事務局のテキストを明白なものにし、かつ、彫琢する意義を有すると。使用者側副議長、ILO 事務局のテキストは明確かつ簡潔なので、そちらを望むと。労働者側副議長、それは前の論議と両立するし、一定の有用な契機をもたらす

ので、修正案を支持すると。彼は、“take part”「参加する」なる文言の前に“be encouraged”「これを奨励する」なる文言を挿入する派生修正案を提案。**ブラジル、イタリア、メキシコ、サウジアラビア、スリナム、スイス、トルコの各政府側委員は**、当該の修正案を支持すると。ガーナ政府側委員は“facilitate”なる術語が協同組合の自治を害すると解されうのではないのかと懸念した。**労働者側副議長**、当該の修正案により協同組合の自治が掘り崩される危険はないと。彼は、多くの政府が中小企業向けに同様の支援サービスを提供していると指摘した。これは協同組合の独立性を損なっていないと。使用者側副議長はカナダ政府側委員と憂慮を共にするとしながらも当該の修正案に対する支持を表明した。

(*) 英語版で replace、仏語版で remplace とあるが、何で取り替えるか示されていない。replace では、元の場所に置くという意味もあるが、続く次の文から見て媒介の記述を割愛したものである。

294. 修正案は、派生修正案が採択された。

295. **ポイント 16** は、修正案が採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 16 は、【結論案・甲】ポイント 18 と比較対照すべきもの)

16. 協同組合運動の促進のために、加盟国は、経験交流及びリスクと利益の分かち合いを容易にするために、あらゆる形態の協同組合の間での技術上、取引上及び金融上

の連携の発展に好都合な諸条件を奨励することとする。

ポイント 17

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 17 は【結論案・乙】ポイント 15 と比較対照されるべきもの)

17. 加入者は、協同組合による投資のための融資及び信用の利用を促進する措置を採用することとする。一定の措置により、
(a) **市場の諸条件の下で可能な限り**、信用その他の金融上の便宜が提供されることを可能にし、
(b) 行政手続を簡素化し、協同組合資産の水準の低さを治癒し、かつ信用取引費用(*)を縮小し
(c) 貯蓄、信用、銀行及び保険の協同組合を含め協同組合向け融資を行う自治的制度を促進し、
(d) 社会的に不利な立場にある人々のための特別規定をふくむこととする。

D.77

296. **使用者側委員**、ポイント 17 を削除する修正案を提案。彼女は、委員会をして、政府の主要な役割は協同組合が事業活動を行い得る法的および規制的枠組を整備することにあり、かつ、政府は協同組合を促進すべきである、ということが合意をみていることを想起せしめた。クレジット及び融資の利用という論点はポイント 14 及び同 15 において既に扱われている。それ故にここでこの論点を繰り返すには及ばない。いずれにしても、提案されている諸項には、細目があまりにも多すぎる。政府に多くのことが求められすぎるし、国が異なれば環境も異なるということが承認されて

もない。さらに、掲げられた措置のあるものは政府の課題ではない。今後の論点は level playing field というコンセプトであると繰り返した。中小企業に関する論議に関しては、労働側副議長による勧告第 189 号への言及を例外として、ほとんど言及されることがなかった。委員会は、大概の協同組合は小さいのに、私的企業は通例は巨大、という印象を持っているのではないのか。実際は、カナダでは、5 人以下しか雇用していない企業は 75% にのぼる。かかる企業が被庸者総数の 50% 超を雇用している。かかる事情は大概の国で似たようなものだ。ILO 第 189 号勧告が採択された所以である。同勧告の言い回しには、(*) 補助を促進するというものはない。委員会が別の方向に顔を向けているようで、遺憾である。

(*) 協同組合への、という言葉は補って読むべきである。

297. 労働者側副議長、使用者側委員の 議論には納得できないと。彼は、勧告第 189 号は、実際に、この論点に関する重要な細目を掲げていると指摘した。いくつかの細目は結論案においても必要であり、措辞を改めるためにテキストについての修正案を論議することを歓迎すると。

298. 使用者側委員、 勧告第 189 号の措辞は中立的なことこのうえないと、指摘。零細企業が資金繰りの面で困難に直面していること、政府が支援できること、というのは明らかである。だが、この論点は結論案の別の箇所でも触れられていると。使用者側副議長、政府はこの分野で柔軟性を持つべきであり、それ故にポイント 17 は必要ではないと。

299. 労働者側副議長、 結論案は勧告第 189 号の構造に類似していると。同勧告の第 14 パラグラフは「満足の行く条件の下でのアクセス」及び可能な措置としての 4 つの挙証例を含んでいると。ポイント 14 及び同 16 における言及は十分な細目にわたるものではない。それ故に、このポイントにおいて制限列挙的ではなく(1) 幾つかの挙証例を掲げることが有用であると。**使用者側委員、** 当該勧告においても協同組合について言及がされており、したがって所与の挙証例は既に協同組合に適用されていると指摘。助成金(2)の論点に関しては、彼女は、経済組織の 1 カテゴリーへの助成が他のカテゴリーの経済組織に不利益となるのであれば適切ではないと。

(1) 英語版で without being prescriptive とあり、「規範性をもたさずして」と読める。仏語版で e と読める。たんなる例を挙げるという筋での副詞句と解して、仏語による表記を採用する。

(2) 英語版で grant、仏語版で dons

300. ブルキナファソ政府側委員及び、カメルーン、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランドの各政府委員を代理してケニア政府側委員、 幾つかの挙証例を掲げることが適切であると。**アルゼンチン政府側委員、** 当該のテキストを改善することができるかと提案しつつ、同意。彼は、委員会をして、結論案はガイドラインであって、義務を設定するものでもなければ多くの細目を規定するものでもないことを想起せしめた。**コスタリカ、キプロス、**

イタリア、パナマの各政府側委員は、こもごも修正案に反対。フランス政府側委員も修正案に反対し、提案されている措置のあるものは既に同国で実施されているものに類似すると指摘した。英国政府側委員は修正案を支持し、協同組合のすべてが小さいわけでもなければ必ずしも新規の企業というわけでもなし、協同組合のすべてがdisadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)により創設されるというわけでもないと指摘。協同組合の多くは取引上の理由から協同組合という構造を選択するのであり、特別の措置はそれ故に適用するべきではないと。

301. 使用者側副議長は当該修正案を取り下げる。

D.174,D.172,D.160

302. アルゼンチン政府側委員、アルゼンチン、コスタリカの各政府側委員より提出された修正案を提案。“under market conditions”「市場の諸条件の下で」なる文言を“under conditions appropriate to their needs”「そのニーズに相応しい諸条件の下で」に置き換えることにより(a)項の文末を変更するというもの。労働者側副議長、当該の項の最終部分を落とすことを提案する修正案を提案したが、アルゼンチン政府側委員により今提案された修正案を受け入れる用意があると態度表明。当該の項の最終部分を落とすとする類似の修正案がフランス及びイタリアの各政府側委員より提出される。イタリア政府側委員、条件の良し悪しは問題ではなく、むしろ、それぞれの国が独自に条件を決定するべきであると。

303. 使用者側委員、一定のパラメーターは必要であるとし、勧告第189号の類

似するパラグラフより措辞を利用する派生修正案を提案。労働者側副議長、利潤を追求するものではない協同組合と、利益を指向する中小企業との間には差異が存するので当該の派生修正案を支持しないと。勧告第189号は、それ故に、あらゆるケースに適用可能な例として役立てられ得るものではないと。彼は、委員会に討議を締めくくりうる彼の修正案を採択するよう促した。

304. 使用者側副議長、労働者側委員より提出された修正案を支持し、同人の修正案を取り下げる。アルゼンチン、フランスの各政府委員はそれぞれの修正案を取り下げる。

305. 修正案が採択された。

306. ポイント17は、修正案が採択された。

(【結論案・乙】では、この箇所に「使用者及び労働者の団体並びに協同組合の諸組織の役割、及び、これらの間の諸関係」というタイトルが付されている)

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント17は【結論案・甲】ポイント10と比較対照されるべきもの)

17. 使用者団体は、必要があるときは、当該団体に加入を望む協同組合に会員資格を拡大し、かつ、他の会員と同一の要件で(*)適切な支援サービスを提供することに配慮することとする。

(*) 英語版で the same terms and conditions、仏語版で aux

ポイント18

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント18

は【結論案・乙】ポイント 16 と比較対照されるべきもの)

18. 協同組合運動の促進のために、加入者は、経験交流及びリスクと利益の分かち合いを**奨励**するために、あらゆる形態の協同組合の間での技術上、取引上及び金融上の連携の発展に好都合な諸条件を**創造**することとする。

D.166

307. アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、アメリカ合衆国の各政府側委員より提出された修正案を提案。第 1 行目の“create”「創造する」なる文言を“encourage”「奨励する」なる文言に置き換え、第 3 行目の“encourage”「奨励する」なる文言を“facilitate”(容易にする、捗らせる)なる文言に置き換える、というもの。**使用者側及び労働者側の副議長**、共に当該修正案を支持し、採択される。

308. **ポイント 18** は採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 18 は【結論案・甲】ポイント 11 と比較対照されるべきもの)

18. 労働者団体は以下を奨励されるべきこととする。

- (a) 協同組合で働く労働者が労働者団体に加入することを助言し、かつ、支援し、
- (b) その構成員が基本的消費財及びサービスの利用を促進する特定の目的で協同組合を設立することを支援し、
- (c) 全国的及び地方的水準で、協同組合に

影響を及ぼす経済的及び社会的諸問題を取り扱う委員会及び作業グループに参加し、**(d)** 企業の閉鎖提案のケースを含め雇用の創出又は維持という見地から新規に協同組合を設立することに参加し、

(e) 生産性の改善及び機会の均等の**促進**を目的とする協同組合向けプログラムに参加し、

(f) **教育及び訓練を含め**協同組合促進のためのその他いずれの活動も引き受けること。

309. 労働者側副議長、新しいポイントを含める修正案を取り下げる。

(注 「結論案・甲」ポイント 12 をめぐる論議により採択されたパラグラフが【結論案・乙】ポイント 19 として、ここの箇所に挿入される)

【結論案・乙】

19. 協同組合諸組織、特に、連合会及び協会は、以下のことを奨励されることとする。

- a. 協同組合の発展にとっての好意的な環境を創造する見地から使用者及び労働者の団体、関係する政府及び非政府の諸機関との積極的な**関係**を確立し、
- b. それ自身の技術的支援サービスの資金調達を管理し、かつ、それに**寄与**し、
- c. 加入している協同組合に対し取引上及び金融上のサービスを提供し、
- d. 被傭者の人材開発に投資し、
- e. 国際的水準で一国の協同組合運動を代表し、かつ、
- f. 協同組合の促進のためのその他の活動を遂行する。

(【結論案・甲】では、この箇所に「国際的協同」というタイトルが付されている)

ポイント19

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント19は【結論案・乙】ポイント20と比較対照されるべきもの)

19. 加入者は、以下を通じて国際的協同を促進する適切な措置を講じることとする。

(a) 協同組合の組合員のために雇用創出及び所得形成において効果的であることが実証されている政策及びプログラムに関する情報の交換

(b) 以下のことを可能にするために協同組合開発に関係する一国及び国際的な諸機関及び(国または公共の)施設(*)の間での連携の奨励及び促進

(i) 人員の交流、及び、理念、教育又は訓練のための諸資料、方法及び参考諸資料の交換

(ii) 協同組合及びその発展に関する研究資料その他のデータの編集及び利用

(iii) 協同組合間の同盟及び国際的協力の確立

(iv) 協同組合の価値及び原則の促進及び擁護

(c) 協同組合による市場情報、立法、訓練資料、技術、テクノロジー及び製品規格といった一国的及び国際的データの利用

(*) 「結論案・乙」ポイント7の注を参照のこと。

D.171

310. 労働者側副議長、領域範囲(英語版で a regional dimension、仏語版で une dimension régionale)を導入する項を付け加える修正案を提案。使用者側委員、措辞が厳密ではないと。“ a

regional economic entity” 「領域的経済実在」(1)によって正確には何が意義づけられるのかと、いぶかしんだ。当該の措辞は一国内の領域組織を指しかねないからだ。彼は、アメリカ合衆国やスイスの如き連邦政府を有する国では適用が困難になると指摘し、それ故に修正案を支持することができないと。労働者側副議長、

“developing, whenever possible and in consultation with cooperatives, employers' and workers' organizations, common regional guidelines and /or legislation on cooperatives” 「可能であるときに、かつ、協同組合、使用者団体及び労働者団体と協議して協同組合に関する共通の領域的ガイドライン及び / 又は法制を発展させ」と読み替える派生修正案を提案。彼は、ILOの文書はしばしば“a regional economic entity”について言及していると指摘した。意味するところは、一国内での下位区分ではなく、むしろEU、南アフリカ開発コミュニティ、NAFTA(北米自由通商協定)といった領域的経済実在であると。かかる実在が異なれば法的取り決めが異なるのは明白である。使用者側委員、当該の項は連邦政府により適用することができず、それは、EUの subsidiarity 「補完の原則」(2))にも抵触すると。労働者側副議長、委員会にEUは協同組合規則案(EU共通立法であり、EU全域で直接の拘束力を有する。この試みは、1993年に挫折し、2001年のILC会議の折にその挫折が常識となっていたはず。2003年1月現在、任意に採用できるガイドライン的法律化に落ち着いた。記者補記)を策定中と報告。彼は、彼が提案した派生修正案は使用者側の懸念を緩和するに十分な柔軟性を持つものだと。

(1) 英語版で a regional economic entity、仏語版で une ent

(2) 統階的組織にあって、上級・下級の権限関係を示す原則。下級が為しえないことのみを上級が行なうとするもの。下級機関への権限の委譲を前提とした分権化のこと。マーストリヒト条約で定式化された。

311. ベルギー及び英国の各政府側委員、当該の EU 規則は規定及び指令の双方を含むものだと指摘(「規定」とは国内での適用にあたり批准を要し、「指令」とは批准を要しないものを指す。訳者注記)。しかし、それは、各国の法制度の調整を目的とするものではなく、むしろ、EU 全域で事業活動できる「欧州協同組合」(*)の導入を図るものであると。**トリニダードトバゴ政府側委員、**それは趨勢となっているグローバルな状況に関係し、先を見通したものであるとし、修正案を支持すると。CARICOM により取られている方向もそうであると。**ブルキナファソ、コスタリカ、キプロス、フランス、サウジアラビア、スペイン、スリナム、スウェーデンの各政府側委員、**修正案を支持すると。**アルゼンチン、ブラジルの各政府側委員、**提案されている修正案を適用することは連邦政府には困難であるとする使用者側委員の見解に同意すると。MERCOSUR 内での法制度の調整(harmonization)の経験がそれを証立てていると。

(*) 多国籍タイプの協同組合の意。

312. カナダ政府側委員、“development”「発展」の後に “as appropriate”「必要があるときは」なる文言を挿入し、“regional”「領域的な」を削除する派生修正案を提案。当該の派生修正

案は、いかなる支持も得られず。**使用者側副議長、**当該の論点は政府により決定避けるべきものであると提案。**労働者側副議長、**論議が措辞の論点の周りに旋回しているのではと。報告では、“regional”は諸国家の国際的又は国境越えのグループを指すと明確にするべきであると。彼の派生修正案中の“wherever possible”「どこでも可能であるならば」なる文言は、共通のガイドライン及び法制度を発展させるには時間を要するというところをも含意しているのでアルゼンチン、ブラジルの各政府側委員の懸念を和らげるはずのものであると。

313. 政府側委員の大半が修正案を支持していることを示す非公式の挙手の後で、労働者側副議長が派生提案した修正案が採択された。

314. ポイント 19 は、修正案が採択された。

【結論案・乙】

20. 加盟国は、以下を通じて国際的協同を促進する適切な措置を講じることとする。
(a) 協同組合の組合員のために雇用創出及び所得形成において効果的であることが実証されている政策及びプログラムに関する情報の交換

(b) 以下のことを可能にするために協同組合開発に関係する一国及び国際的な諸機関及び(国または公共の)施設(*)の間での連携の奨励及び促進

(i) 人員の交流、及び、理念、教育又は訓練のための諸資料、方法及び参考諸資料の交換

(ii) 協同組合及びその発展に関する研究資料その他のデータの編集及び利用

(iii) 協同組合間の同盟及び国際的協力の確立

(iv) 協同組合の価値及び原則の促進及び擁護

(c) 協同組合による市場情報、立法、訓練資料、技術、テクノロジー及び製品規格といった一国的及び国際的データの利用

(d) どこでも可能であるならば、かつ、関係する協同組合、使用者及び労働者の団体と協議して協同組合に関する共通の領域的ガイドライン及び立法を発展させること。

315. 議長は委員会に、スペイン政府側委員が“governance”「統治」の意味についてスペイン王立アカデミーの関係書類を調べられるよう漸次暇をとった報告した。議長はスペイン政府側委員に発言の機会を与え、当該委員は委員会に対して、先に彼が指摘したことに相異しアカデミーが2000年12月21日に採用しているのでスペイン語固有の措辞、governanzaが実際にあると報告した。

316. スペイン政府側委員は委員会審議を成功裏に終えさせたことに関して議長、副議長及び委員各位に謝辞を述べた。議長は、順次、委員各位、記録者、通訳の協力と支援に謝意を表した。

報告書の採択及び結論案

317. 第14回会議で委員会は委員会の審議過程の記録案及び結論案を採択した。

318. 記録者は、起草委員会が6時間の会議を持ったことを委員会に報告した。当該委員会は、法務助言者の案内を受けて、英語版、仏語版及びスペイン語版による結論案テキストを校閲した。同時にまた、本委員会により採択された修正が適宜に反映さ

れているかどうか確認を行なった。本委員会により要望され線に沿って、若干、各ポイントの文体及び措辞の変更を行い、かつ、その順序を変更した。結論案で、爾今、“Members”「加盟者」よりか“member States”「加盟各国」という言及をし、また、協同組合原則に関して言及される箇所のいずれにおいても「価値」なる文言を挿入したと。

319. ナイジェリア政府側委員、草案報告{V(1)及びV(2)のことを指す}で協同組合立法、直接の支援、能力の開発、協同組合教育及び訓練の促進を通じて協同組合を強化しているナイジェリア政府の努力に関してなんらの言及をもしていないことを遺憾とした。ブラジル、フランス、日本、リビア・アラブ、メキシコ、英国の各政府側委員は、いささかの訂正を提出し、かつ、間奏発言に関連しこれを報告に記載する上で明確化を求めた。これらの変更に関し、当該報告は満場一致で採択された。

320. 委員会は、結論案を各ポイント毎に、かつ、全体として採択する議事を進行させた。

321. カメルーン政府側委員により提起された質問に対して法務助言者は、ILO本文で“and”なる文言は“or”をカヴァーすると明確にした。同様に、ケニア政府の質問に対し議長は、文言を追加するどのような提案も次期の委員会で考慮に入れられることになると明確にした。

322. 労働者側副議長、当該報告では結論案のオリジナルなナンバーリングがされていると指摘。起草委員会がポイントの順序を変更した事実が報告では反映されるべきであると。

323. リビア・アラブ政府側委員、結論案のアラビア語版を改善する一連の提案を

